

まんのう町総合計画

後期基本計画

平成25年3月

まんのう町

〈目 次〉

第1編 序 論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
第2章 近年の社会動向	3
第3章 住民ニーズ	6
第4章 基本構想の概要	9
第5章 後期5か年の主要課題	13
第2編 分野別施策の展開	15
〔基本目標1〕 自然と人々が輝くまち	16
政策目標1 自然が輝くまちづくり（生活・自然環境）	16
〈施策目標1〉 生活環境の保全	16
〈施策目標2〉 自然環境の保全と活用	19
政策目標2 心豊かな人材を育てるまちづくり（教育・学習）	21
〈施策目標3〉 学校教育の充実	21
〈施策目標4〉 生涯学習の支援	24
〈施策目標5〉 スポーツ活動の支援	27
政策目標3 すべての人が輝くまちづくり（交流・文化）	29
〈施策目標6〉 人権尊重社会の実現	29
〈施策目標7〉 男女共同参画の推進	31
〈施策目標8〉 地域間交流・国際交流の推進	33
〈施策目標9〉 芸術・文化の振興	35
〔基本目標2〕 安心と安全・快適なまち	37
政策目標4 誰もが安心して暮せるまちづくり（健康・福祉）	37
〈施策目標10〉 健康づくりの推進	37
〈施策目標11〉 地域医療体制の充実	40
〈施策目標12〉 地域福祉の推進	41
〈施策目標13〉 次世代育成の支援	43
〈施策目標14〉 高齢者福祉の充実	45
〈施策目標15〉 障がい者福祉の充実	48
〈施策目標16〉 低所得者福祉・勤労者福祉の充実	51
〈施策目標17〉 社会保険（国保、介護）の安定化	53
政策目標5 誰もが安全・快適に住めるまちづくり（生活基盤）	55
〈施策目標18〉 交通網の整備・充実	55
〈施策目標19〉 生活基盤の整備	57
〈施策目標20〉 住環境の整備	60
〈施策目標21〉 生活安全対策の充実	62
〈施策目標22〉 情報・通信基盤の整備と活用	66

〔基本目標3〕 活力創造と改革のまち	68
政策目標6 地域経済の活力を高めるまちづくり（産業・雇用）	68
<施策目標23> 農林業の振興	68
<施策目標24> 商工業の振興と雇用創出	72
<施策目標25> 観光の振興	75
政策目標7 健全で住民がつくるまちづくり（住民自治・協働）	77
<施策目標26> 行財政の健全化	77
<施策目標27> 住民自治の確立と支援	80
<施策目標28> 協働・連携の推進	82
第3編 数値目標	84
第1章 数値目標設定の前提	85
第2章 数値目標	85
政策目標1 自然が輝くまちづくり（生活・自然環境）	85
政策目標2 心豊かな人材を育てるまちづくり（教育・学習）	85
政策目標3 すべての人が輝くまちづくり（交流・文化）	86
政策目標4 誰もが安心して暮せるまちづくり（健康・福祉）	86
政策目標5 誰もが安全・快適に住めるまちづくり（生活基盤）	87
政策目標6 地域経済の活力を高めるまちづくり（産業・雇用）	88
政策目標7 健全で住民がつくるまちづくり（住民自治・協働）	88
資料編	84
まんのう町総合計画後期基本計画策定経過	90
まんのう町総合計画後期基本計画(案)について(諮問)	91
まんのう町総合計画後期基本計画について(答申)	92
まんのう町総合計画後期基本計画審議会委員名簿	94
まんのう町総合計画後期基本計画策定委員会名簿	94
まんのう町まちづくり委員名簿	95

第1編 序論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

まんのう町は、平成18年3月に、琴南町、満濃町、仲南町が合併して誕生しました。

合併協議会による新町建設計画をもとに、平成20年3月に「まんのう町総合計画」（基本構想・前期基本計画）を策定し、将来像「元気まんまん まんのう町ー改革と協働、輝きのまちー」をめざしてまちづくりを進め、見守り声かけネットワークづくりや、地元農業と結びついた食育の推進、PFI手法による満濃中学校・町立図書館等の複合施設整備など、ハード・ソフトの両面から着実な成果が得られました。

一方、この間、わが国においては、政治状況の変化や東日本大震災、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の検討など国民の暮らしに大きな影響を及ぼす出来事も起こるとともに、高度情報化、経済のグローバル化など社会経済の変化が一層加速化しています。

このような中で、前期の基本計画の計画期間満了に伴い、その成果と課題を分析し、各分野の政策課題に対応した施策・事業を推進することが必要であり、アンケート調査の実施、まちづくり委員会の開催等により住民ニーズをふまえながら、後期基本計画を策定します。

第2節 計画の構成と期間

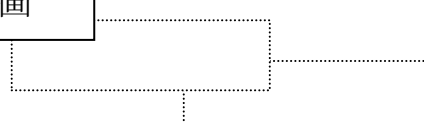
「まんのう町総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画（事業計画）で構成されます。計画の構成と期間は以下の通りです。

計画の構成と期間

平成 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 年度

基本構想 (平成20年度～平成29年度)	
町の将来像とそれを達成するための基本的施策を明らかにしたものです。	
前期基本計画 (平成20年度～平成24年度)	後期基本計画 (平成25年度～平成29年度)
基本構想を実現するために、部門ごとに現状と課題を明らかにし、必要な施策を総合的、体系的に定めたものです。	

実施計画



実施計画は、基本計画に掲げる施策を推進するための事業計画であり、3年ごとに見直しをかけています。

第2章 近年の社会動向

第1節 東日本大震災の発生

平成23年3月11日、国内観測史上最大の「東北地方太平洋沖地震」が発生し、2万人近い尊い命を犠牲にただけでなく、福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が飛散する非常事態となり、完全収束に向けた作業が日夜続けられています。

東日本大震災は、防災体制のみならず、あらゆる政策の見直しを迫るわが国の大きな転換点であると言え、東南海・南海地震が心配される四国・まんのう町でも、孤立化防止、自主防災組織の結成促進など、地域防災体制を充実するとともに、地域で住民が支え合い助け合う自助・共助力の強化を図っていく必要があります。

第2節 人口の減少と少子高齢化の進行

平成18年、わが国では、総人口減少時代がスタートし、今後、急速な少子高齢化が進むものと予測されています。まんのう町でも、平成22年国勢調査では、5年前から約800人、人口が減るとともに、高齢化率は人口の3分の1に達しようとしています。

このままの傾向で推移すると仮定した場合、本計画の目標年である平成29年には人口は約17,300人、高齢化率は33.6%、年少人口比率は12.6%となる見込みであり、一層の地域活性化対策に取り組み、定住人口や交流人口を増やしていく必要があります。

人口の推移と今後の見込み

	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年 (再推計値)	平成29年 (当初推計値低位)	平成29年 (当初推計値高位)
年少人口(0~14歳)	2,360	2,233	2,190	2,177	1,560	1,621
生産年齢人口(15~64歳)	11,395	10,814	9,687	9,323	8,645	8,982
高齢者人口(65歳以上)	6,141	6,038	5,930	5,832	6,466	6,718
年齢不詳	0	2	-	-	1	-
合計	19,896	19,087	17,807	17,332	16,672	17,321

	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年 (再推計値)	平成29年 (当初推計値低位)	平成29年 (当初推計値高位)
年少人口(0~14歳)	11.9%	11.7%	12.3%	12.6%	9.4%	9.4%
生産年齢人口(15~64歳)	57.3%	56.7%	54.4%	53.8%	51.9%	51.9%
高齢者人口(65歳以上)	30.9%	31.6%	33.3%	33.6%	38.8%	38.8%

第3節 環境問題の深刻化

地球的規模で環境問題が深刻化しています。また、福島第一原子力発電所事故を受け、原子力発電を前提とした従来のエネルギー政策が見直しを迫られています。

「地球温暖化対策のための税」の導入など新たな政策も進められる中、人と自然

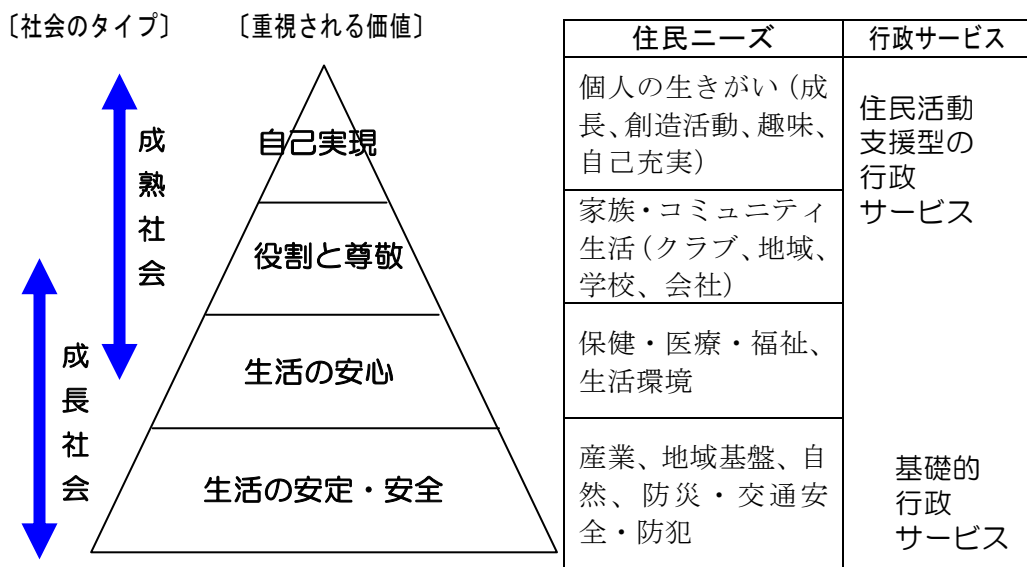
が共生する里山、治水・利水・親水に欠かせないため池など、まんのう町の豊かな自然環境を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。

第4節 「成熟社会」への進展

ものの豊かさを求める成長時代が終わり、今、多くの国民は潤いのある快適な環境や生活の安心・安全性が確保された、心豊かな成熟した生活を求めています。一方、1990年代後半からの経済・社会構造改革により、若者の雇用の不安定化、大都市と地方の格差の拡大などが進んでいます。

この成熟社会への移行に対応したまちづくりを進める必要があります。

「成熟社会」に重視される住民ニーズや行政サービスのタイプ



第5節 高度情報化の進展

情報通信技術（ICT）の普及がさらに進み、私たちの生活やビジネスが、それらによって大きく転換しています。本町では、平成19年度に、町内全世帯に光ファイバー網を敷設する事業に取り組み、町民が気軽に高速・大容量のインターネット通信を利用できる環境が整備され、平成23年度の地上波テレビのデジタル化への移行も順調に進めることができました。

今後も、情報通信技術（ICT）を積極的にまちづくりに活かしていくことが求められます。

第6節 国際化の進展

世界中の人やモノ、情報と密接に結びついた国際化の進展は、私たちの生活を豊かにしますが、一方で、地球規模での市場経済の発展は、厳しい国際競争を生んでおり、生活の場においても、慣習や文化の相違から様々な問題が生じています。

国際的な人・モノ・情報の交流は今後もますます進むことから、これからもあらゆる分野で、常に国際的な視野でまちづくりを進めることが求められます。

第7節 住民自治・地域自治の基盤確立の要請

この間、国において、地域のことは地域で決める「第二次地方分権改革」が推進されています。

「第二次地方分権改革」では、いわゆる国・県による事務事業の「義務付け・枠付け」を廃止すると同時に、市町村が独自に個別条例を作って独自の方法でやりたいと手を挙げれば国・県の事務事業を積極的に市町村に移譲していくものです。

地域の個性を反映したまちづくりの可能性が「第一次地方分権改革」（平成12年）の時より格段に広がるため、まんのう町においても、住民と行政の協働によるまちづくりを推進し、地方分権に対応した住民自治・地域自治のしくみを形成していくことが求められます。

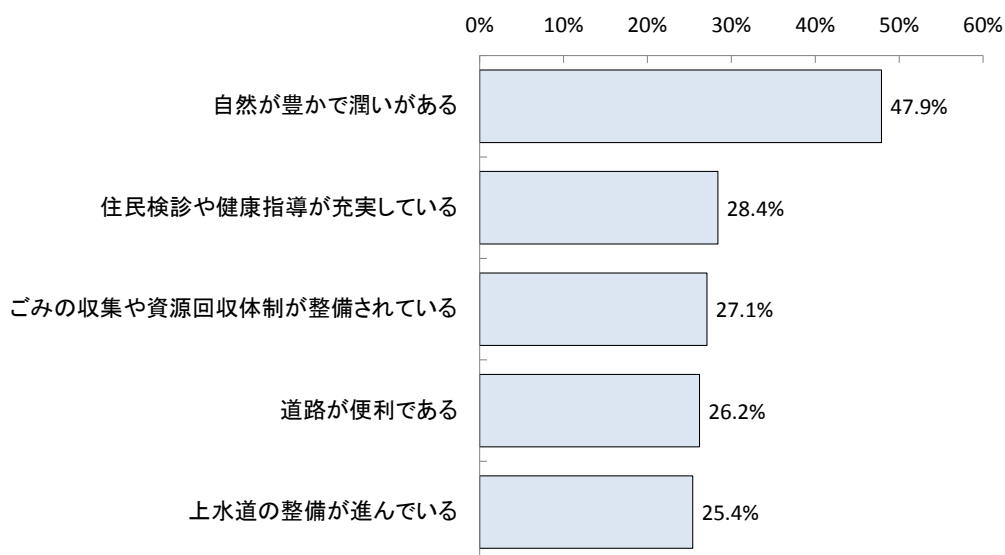
第3章 住民ニーズ

「住民アンケート調査」（平成24年7月に実施。回答数=672）、「まちづくり委員会ワークショップ」（平成24年7～9月に実施。委員36人）で出された住民ニーズの概要は以下の通りです。

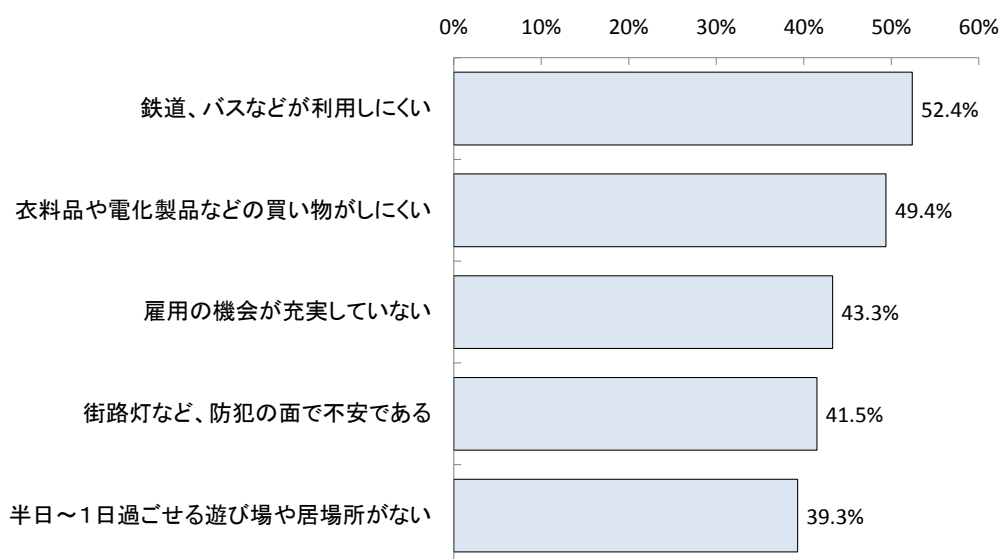
第1節 まんのう町の強み・弱み

アンケートでは、施策満足度が高い上位5項目は、自然環境、保健、ごみ処理、道路、上水道、下位5項目は、鉄道・バス、衣料品や電化製品などの買い物環境、雇用の機会、防犯、半日～1日過ごせる遊び場や居場所があげられました。

アンケートで施策満足度が高かった上位5項目



アンケートで施策満足度が低かった下位5項目



ワークショップでは、環境・教育・防災・福祉など各分野で住民活動が熱心に展開されていることを強みとしてあげる意見が多く、一方の弱みは、少子高齢化などにより、そうした地域のつながりが弱くなっていることや、満濃池など地域資源を十分に生かしてきていないことなどがあげられました。

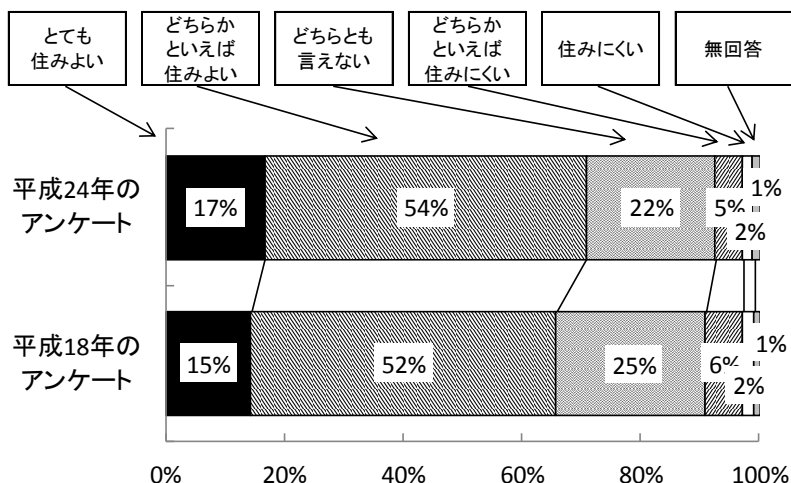
ワークショップで出された「まんのう町の強み・弱み」の整理

テーマ	まんのう町の強み	まんのう町の弱み
(1) 環境	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自然が豊かで、環境美化の取り組みも進んでいる ◇ ポイ捨ても減ってきている ◇ 合併処理浄化槽の整備も進んできている 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 荒れた農地や山林等がみられ、それに伴う不法投棄、有害鳥獣が増えている ◇ リサイクルや下水道接続に関する住民意識が弱くなっている
(2) 教育	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校施設は充実しており、通学合宿をはじめ、家庭、地域と連携した取り組みも優れている ◇ 生涯学習活動や生涯スポーツ活動も盛んである 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家庭教育力の低下 ◇ 生涯学習情報が十分に周知されていない ◇ 地域行事等への参加者の減少 ◇ 各地域・団体の交流・連携不足
(3) 安全安心 (東日本大震災等を受けて)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 近所づきあい、見守り、声かけなどが行われている ◇ 住民の防災意識が高い ◇ 住民活動が熱心に行われている 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ため池堤防の危険箇所に対する不安 ◇ 避難場所の安全性に対する不安 ◇ 安心安全に関する活動（自主防災組織など）が弱い ◇ （ライフラインとしての）交通が不便
(4) ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住民のボランティア意識は高い ◇ 多くの組織・制度がある ◇ 横の連携も強い 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ボランティア活動に無関心な人も多い ◇ 参加者が固定化している ◇ 人材の育成や活動資金の助成など支援も少ない
(5) 農林業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 多品種を生産できる環境 ◇ おいしい米 ◇ 充実した農業基盤（圃場、水利等） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 未利用農地があるが、後継者不足で、新規参入もしにくい ◇ ブランド農産物がない ◇ 農地集積がしにくい
(6) 商工業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ うどん屋の量と質が優れている ◇ うどん屋以外にもおいしい飲食店ができていく 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 企業、商店が少ない
(7) 観光	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 日本一のため池、満濃池の四季が美しい ◇ 国営公園、県営公園の2つがある ◇ 塩入温泉の泉質がいい ◇ ひまわり、竹が有名 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 満濃池が観光に活かされていない
(8) 行財政・協働	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 都会の人よりは団結力がある ◇ 農業地域では水路の地元管理など、自助・共助の取り組みが進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 人間関係の希薄化 ◇ 若者の流出 ◇ 閉鎖的な慣行

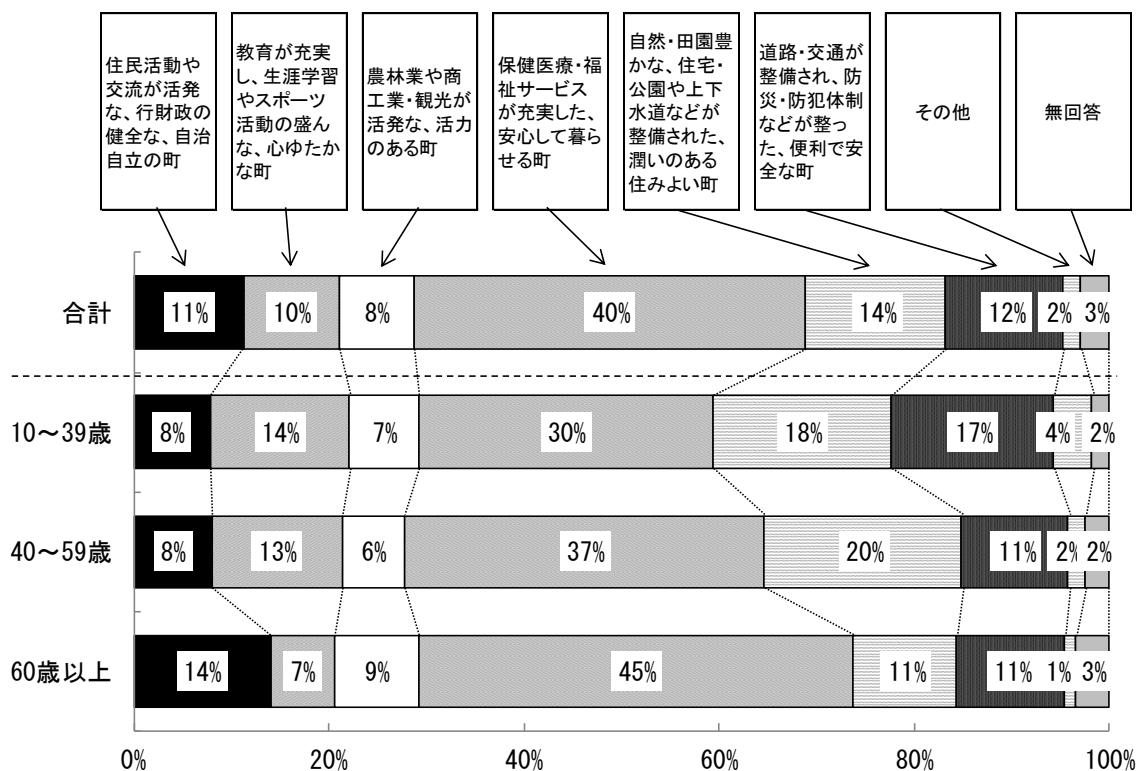
第2節 まちづくりの方向

アンケートでは、まんのう町が「とても住みよい」または「どちらかといえば住みよい」という人は71%で、平成19年度の調査より、約4ポイント向上しています。また、今後のまちづくりの方向は、「保健医療・福祉サービスが充実した、安心して暮らせる町」へのニーズが最も高く、特に、年齢の高い層でその割合が高くなっています。

まんのう町の住みよさ



将来のまちづくりの方向



第4章 基本構想の概要

第1節 まちづくりの基本理念

若者がこのまちに住みたい、退職後には帰りたい、高齢になってもこのまちに住み続けたいと思える、「誰もが住みよい・住み続けたいまちづくり」をまちづくりの基本理念とします。

誰もが住みよい・住み続けたいまちづくり

第2節 将来像

元気まんまん まんのう町

—改革と協働、輝きのまち—

満々と水をたたえて輝く満濃池のまち、子どもから高齢者まで、元気まんまんて輝く「元気まんまん まんのう町」をめざします。

行政のあり方を常に見直して改革し、町民とともにまちづくりを進め（協働）、自然や人が輝く「改革と協働、輝きのまち」をめざします。

第3節 まちづくりの基本方針

1 元気まんまん、人輝くまちづくり

子どもから高齢者まで、全ての住民が元気まんまんて活躍し、輝くことにより、活発な情報発信が生まれ、活発な人・もの・文化の交流を招き、さらに住民が輝くという、プラスの連鎖が生まれるまちづくりをめざします。

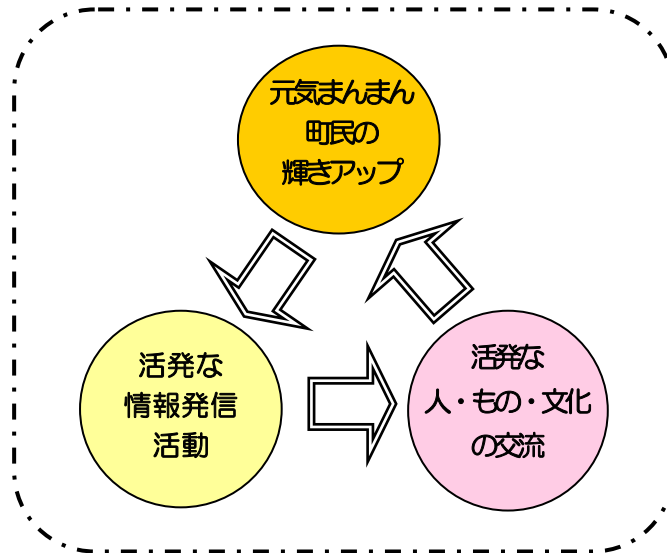
2 改革するまちづくり

厳しい財政状況の中で、自治・自立のまちづくりを進め、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、行財政の徹底した改革を進め、効率的で効果的な行財政運営を行います。

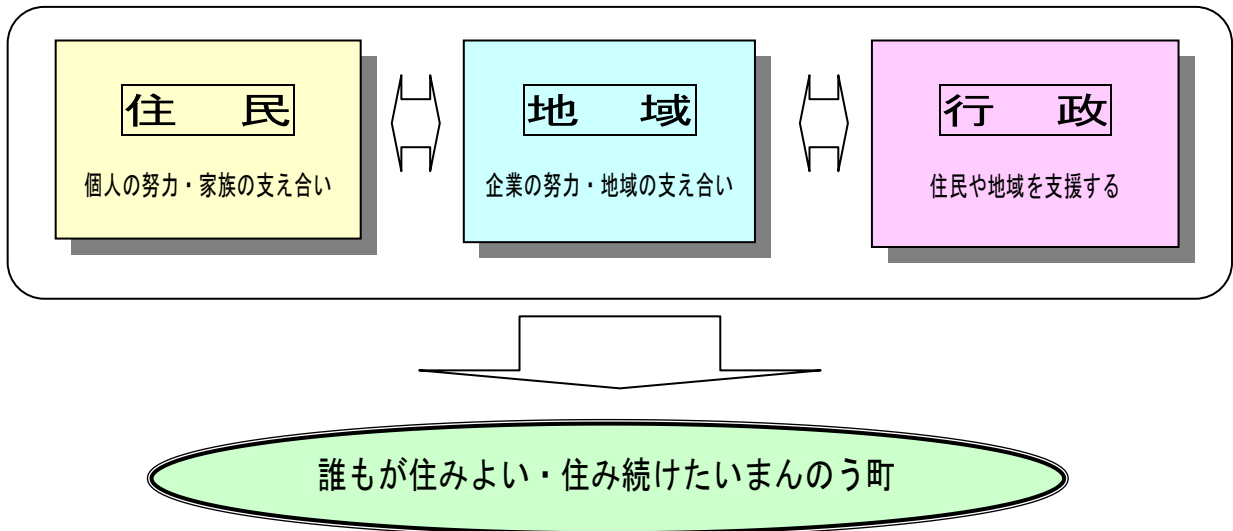
3 住民と行政の協働のまちづくり

厳しい財政のもとで、住民が安心して暮らせるよう、住民と行政が協力し、共に汗を流す協働のまちづくり、住民主体の活動を、行政が側面から支援するまちづくりを進めます。

「元気まんのまちづくり」による
「プラスの連鎖」のイメージ



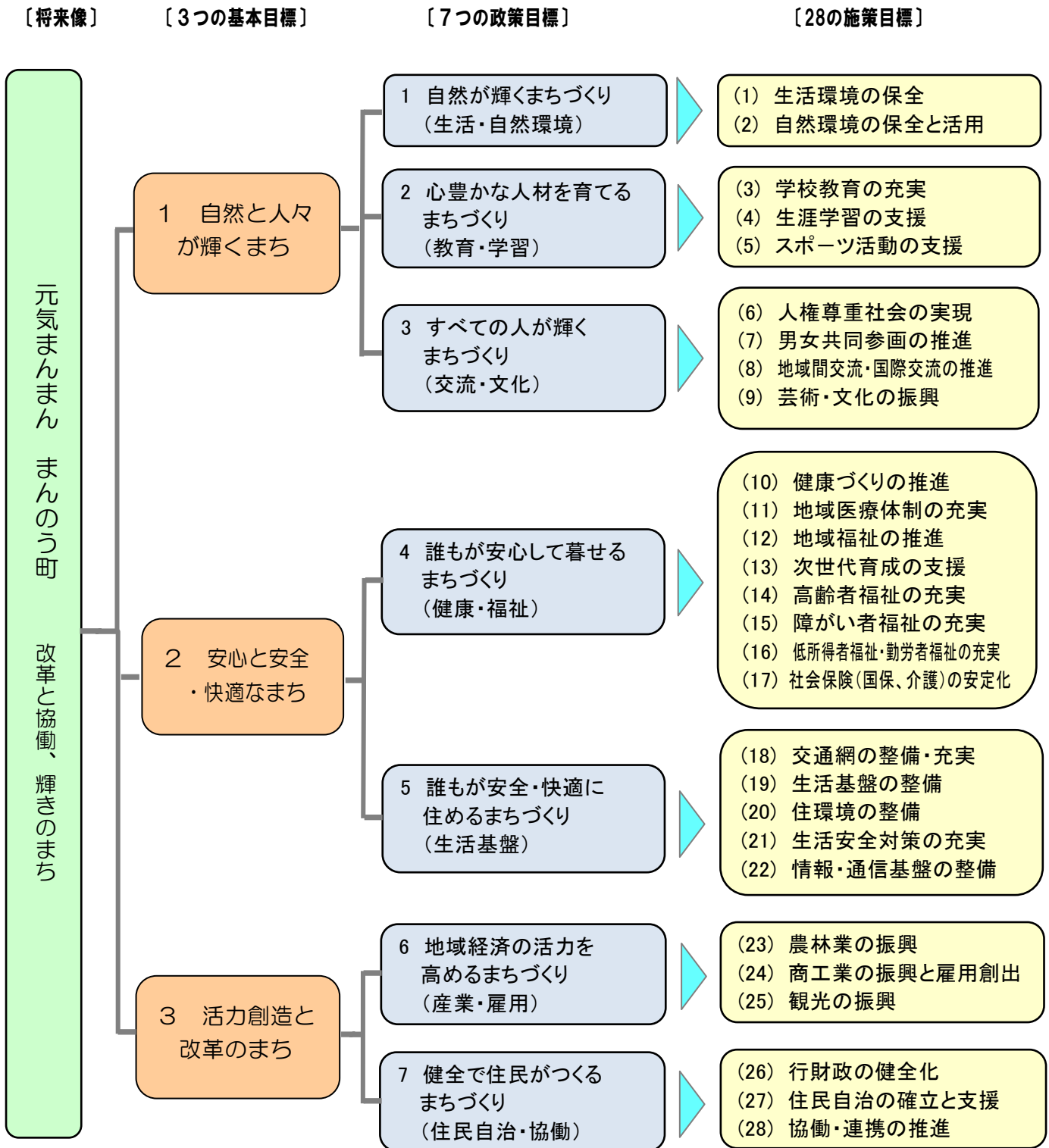
自助・共助・公助の役割分担のイメージ



第4節 分野別施策の体系

分野別施策の体系は、以下の通りです。

分野別の施策 体系図



第5節 シンボルプロジェクト

分野別施策の重点化を図るため、「子ども・若者輝き」「いきいき輝きライフ」「まんのう堪能」「人・絆づくり」の4つのシンボルプロジェクトに取り組みます。

1 「子ども・若者輝き」プロジェクト

将来の町を担う子どもや若者が自信と誇りを持ち、地域で活躍できるよう、子どもの遊びや様々な体験・達成機会の充実、若者の自立や定住、交流・交際の応援など、子どもや若者が輝くまちづくりを進めます。

＜取り組みの方向＞

- (1)子どもの自立支援 (2)若者の応援

2 「いきいき輝きライフ」プロジェクト

生涯を通じて健康に安心して暮らせるまちをめざし、ウォーキング・サイクリングと「野菜食」による生活習慣病（メタボリックシンドローム）の予防・改善を進めるとともに、共に助け合ういきいきとしたコミュニティづくりを進めます。

＜取り組みの方向＞

- (1)ウォーキングと野菜で元気づくり (2)いきいきコミュニティづくり

3 「まんのう堪能」プロジェクト

「まんのう町に行ってみたい」「まんのう町で食事や買物をしたい」と思える魅力のあるまちづくりをめざし、全国に情報発信する「讃岐うどんの『たんのう』」「満濃池周辺まちあるき」「まんのうブランドの健康食品づくり」などを促進します。

＜取り組みの方向＞

- (1)「まんのう」の体験 (2)まんのうブランドの創造

4 「人・絆づくり」プロジェクト

「人は財産」の理念を重視し、新たに整備された町立図書館・体育館を活用して生涯学習・生涯スポーツを一層推進するとともに、地域資源を仕事や地域活動等で活かしたり、自主防災活動など公益的な活動に取り組む「まちづくり人材」の育成を図ります。

＜取り組みの方向＞

- (1)生涯学習・生涯スポーツの推進 (2)まちづくり人材の育成

第5章 後期5か年の主要課題

社会動向や住民ニーズ、施策の推進状況から、後期5か年は、以下の主要課題に取り組む必要があります。

第1節 「自然と人々が輝くまち」の主要課題

基本目標1「自然と人々が輝くまち」をめざし、前期5か年では、ごみのリサイクルの一層の推進など、生活環境や自然環境の保全に向けた取り組みを進めました。また、教育では、通学合宿など地域にねざした取り組みを進めるとともに、学校施設や公民館等の耐震改修、満濃中学校と町立図書館等の複合施設の整備などを進めました。

後期5か年では、手入れの行き届かない農地や山林などを住民と行政が協働で手入れし、豊かな生活環境・自然環境の維持・再生に努めるとともに、教育分野においても、家庭・学校・地域が連携した取り組みの一層の推進を図っていく必要があります。また、虐待、いじめなど、人権問題への対策を強化していくことが必要です。

第2節 「安心と安全・快適なまち」の主要課題

基本目標2「安心と安全・快適なまち」をめざし、前期5か年では、生活習慣病予防に重点をおいた保健施策やマシントレーニングなど運動の促進、地域の食材を活かした食育などを進めました。また、地域での見守り、声かけのネットワークづくりや、医療費の適正化、デマンド型タクシーなども活用した公共交通ネットワークづくりなども重点的に進めました。

後期5か年においても、住民の自主的な健康づくり活動や地域での支え合い活動を促進し、想定外の災害が起こった時にも、地域で助け合える自主防災体制の強化や、ひとり暮らし高齢者などへのきめ細かな生活支援などを進めていく必要があります。また、「子ども・子育て・新システム」「障害者総合支援法」など、福祉をめぐる法制度改正に円滑に対応していくことが必要です。

第3節 「活力創造と改革のまち」の主要課題

基本目標3「活力創造と改革のまち」をめざし、前期5か年では、安全・安心な農作物の安定生産に努めるとともに、イベント等を通じた商工業振興を図ってきました。また、行政評価等により、健全な行財政運営に努めるとともに、町政運営に際し、住民と行政の協働による取り組みを拡充してきました。

後期5か年では、これまで進めてきた住民と行政の協働のまちづくりをさらに発

展させ、地方分権改革に対応した自治のしくみづくりを進めるとともに、産業面では、「6次産業化¹」を標ぼうし、生産・加工・販売の各過程で付加価値づけを進めて「まんのうブランド」の形成・強化を図っていくことが主要課題となっています。

¹ 6次産業化：農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営の多角化を呼ぶ。

第2編 分野別施策の展開

〔基本目標1〕 自然と人々が輝くまち

政策目標1 自然が輝くまちづくり

(生活・自然環境)

自然が輝くまちづくり
(生活・自然環境)



生活環境の保全
自然環境の保全と活用

〈施策目標1〉 生活環境の保全

地球温暖化防止の取り組みとともに、ごみの減量化とごみやし尿処理体制の充実、公害の防止などにより、持続的な発展が可能な、快適な生活環境のまちをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 環境負荷の少ない生活の実践

省資源・省エネルギーの推進、自動車の使用抑制、地域新エネルギーの活用など環境負荷の少ない生活を心がけ、温室効果ガスの削減に努めましょう。

② ごみの減量化・資源化の実践

使い捨て商品の利用抑制や買物袋の持参、不要品交換、生ごみ処理や堆肥化など、ごみの減量化を進めるとともに、ごみの分別の徹底と地域での有価物集団回収に協力しましょう。

③ 適切な生活排水処理の推進

家庭排水の浄化に取り組むとともに、公共下水道への接続や合併処理浄化槽を導入するなど、適切な生活排水処理に努めましょう。

(2) 事業所の取り組み

① 環境負荷の少ない生産・流通の推進

省資源・省エネルギーの徹底、地域新エネルギーの活用など環境負荷の少ない生産・流通体制の確立を図りましょう。

② 環境にやさしい商品の開発・製造・販売

環境にやさしい商品の開発・製造・販売を進めましょう。

③ 廃棄物の適正処理の推進

工場排水や排気ガスなどの総量の抑制と徹底した浄化を図るとともに、廃棄物の発生抑制と適正処理を行いましょよう。

④ 環境保全型農業の推進

農薬や肥料の適正使用など、環境保全型農業を推進しましょう。

《主要施策》

(1) 地球温暖化の防止

① 環境基本計画の策定

環境基本計画を策定し、総合的な環境の取り組みを推進します。

② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化の防止に向け、町役場の業務に由来する温室効果ガスの排出量の削減を図るとともに、使い捨ての防止、環境にやさしい公共交通の利用、省エネ機器の利用や冷暖房温度の適正管理、施設の高断熱仕様化、地産地消によるフードマイレージ²の削減、森林の整備など、住民や事業者の省資源・省エネルギーの取り組みを推進します。

③ 再生可能エネルギーの利用促進

太陽熱利用や太陽光発電、バイオマスエネルギー³や風車、熱電併給、小水力発電の導入を研究するなど、再生可能エネルギーの利用を促進します。

(2) ごみの減量化・リサイクルの推進

① 4Rの啓発

広報や学校教育・生涯学習での環境学習の推進などを通じ、ごみの4R（リフューズ：ごみになるものを拒む、リデュース：減量化、リユース：再利用、リサイクル：再生利用）の意識改革を図ります。

② 4Rの推進

買物袋の持参や家庭での生ごみ処理の推進、分別収集の徹底と細分化を促進し、非資源化ごみの削減とリサイクルステーションまんのうを中心に効率的な資源化を図ります。

² フードマイレージ：食物の輸送距離。重量×距離（トン・キロなど）で表す。

³ バイオマスエネルギー：木材や生ゴミ、家畜糞尿などの生物資源の熱やメタンガスの形でエネルギーとして使用。

③ ごみ処理体制の強化

中讃広域行政事務組合によるごみ処理体制の強化を図るとともに、適切な処理を推進します。

④ 不法投棄の防止

看板の設置やパトロールの強化、住民による監視など、不法投棄を防止するための対策を推進します。

(3) 適正なし尿処理の推進

① 処理体制の確保

公共下水道や合併処理浄化槽への転換を図りながら、中讃広域でし尿と浄化槽汚泥の処理体制の維持を図ります。

② 効率的な収集

し尿の収集方法について、定期的に広報などで周知するとともに、し尿収集の効率的な収集体制を整備します。

(4) 公害の防止

① 相談・広報の充実

近隣騒音や家庭排水などの生活型公害を防止するため、規制値などの周知を図るとともに、苦情相談・処理体制の強化を図ります。

② 空き地等の適正管理の啓発

害虫などの発生源となる空き地等の適正な管理を行うよう、啓発を図ります。

③ 公害の防止措置の推進

工場などの水質汚濁や大気・土壌などの汚染、騒音・振動・悪臭などの公害を防止するため、監視・指導の強化を図るとともに、工場などの進出に対しては、公害防止協定や公害など未然防止指導要綱などにより公害の未然防止に努めます。

④ 農業による公害の防止

農薬や肥料の適正使用、家畜糞尿の堆肥化による土壌・河川汚濁の防止や悪臭防止などを促進します。

(5) 火葬場・墓地の適正な維持管理の推進

① 適正な維持管理の推進

まんのう町火葬場の適切な維持管理を図るとともに、墓地管理制度の周知に努めます。

〈施策目標2〉 自然環境の保全と活用

森林や河川、ため池の保全と活用などにより、豊かな自然環境に恵まれた住みやすいまちをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 森林の適切な維持・管理

生態系の保全や水源かん養、保養など多様な機能を有する森林の適切な維持・管理に努めましょう。

② 自然環境保全活動の推進

人と自然が共生しながら、地域の豊かな自然を後世に残していくために、自然とのふれあい活動や自然環境保全活動を進めましょう。

③ 美しい川づくりの推進

家庭排水の浄化や河川の清掃美化活動など、美しい川づくりを進めましょう。また、河川の里親制度の導入を検討します。

④ 景観づくりの推進

景観学習を進め、地域の景観をより魅力的にする景観形成活動に参加しましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 自然環境の保全

地域の貴重な自然環境の保全を図りましょう。

② 美しい景観の事業所づくり

自然や町並みと調和したデザインの店や工場づくりなどを進めましょう。

《主要施策》

(1) 自然環境の保全

① 自然学習の推進

関連各課とボランティア団体、事業者、自治会などが連携し、自然体験学習や自然に親しむ活動を推進し、大滝大川県立自然公園や満濃池、身近な里山などの保全を図ります。

② 山林の適正な維持管理

人工林の適正な維持管理を推進するため、枝打ちや間伐などを進めるととも

に、水資源の確保や土砂災害などの防止のため、木々の特性を生かした森づくりを促進します。

③ 町土の保水機能の充実

「異常気象による干ばつに備え、「緑のダム」の効果を高めるため、水源となる人工林の間伐や下刈り、保水性の高い広葉樹の植林を促進するとともに、かん養機能の高い中山間地域の水田の保全を図ります。

④ 森や水に親しむ機会の拡大

地域の自然に親しむために、森林や河川を活かしたレクリエーションやイベントの開催などを図ります。

(2) 河川・ため池の保全

① 水質の保全

河川の水質や生態系の保全を図るため、公共下水道や浄化槽などの計画的な整備、家庭排水の汚濁防止などの排水対策に取り組みます。

② 河川・ため池の計画的な改修

多自然型工法の採用など自然環境・景観に配慮しながら、河川の改修や護岸整備、老朽化・荒廃化しているため池の計画的な改修を促進します。

③ 水辺に親しむ取り組みの推進

親水空間として河川敷やため池の活用を図るとともに、清掃活動や水辺の環境の保全、学習・レクリエーション活動などを促進します。

(3) 景観形成の推進

① 景観形成制度の充実

景観形成を総合的に進めるために、仮称「景観行政町民懇談会」を設置し、住民や事業所との協働による景観条例や景観形成計画の策定を検討します。

② 景観資源の発掘

自然・田園景観や歴史的景観など、住民と協働で景観資源調査を行い、景観資源の発掘と保全を図ります。

③ 景観形成活動の推進

地域の自然や歴史的景観と調和のとれた町並みづくりを促進するとともに、無秩序な看板など景観障害物の規制を行います。

④ 景観学習の推進

学校教育や生涯学習において景観デザイン学習を進め、看板や建物、家並みの色や形などについてのデザインセンスの向上を図ります。

政策目標2 心豊かな人材を育てるまちづくり (教育・学習)

心豊かな人材を
育てるまちづくり
(教育・学習)

学校教育の充実
生涯学習の支援
スポーツ活動の支援

〈施策目標3〉 学校教育の充実

子どもたちが基礎的な生活習慣や社会性を身につけ、豊かな幼児期を過ごせるよう、幼児教育の充実をめざします。また、児童・生徒が生涯にわたり自ら学ぶ力を身につけ、将来のまちづくりを担うことができるよう、知的関心や興味を高め、基礎学力の向上を図るとともに、豊かな心と健康な体を育む学校づくりをめざします。

《住民の役割》

(1) 保護者の取り組み

① 基本的な生活習慣と社会性の確立

家庭において、早寝早起き・朝ご飯、挨拶などの基本的な生活習慣と、周囲の人の気持ちを思いやり、協調できる社会性を確立しましょう。

② 自立力を養う家庭教育の推進

家事や家業の手伝いなど様々な体験を通して、子どもが自立する力を育て、様々な機会をとらえて子どもをほめて伸ばす教育を行いましょ。

③ 家庭学習の習慣化

学校で学んだことが確実に定着するよう、家庭における自主学習の習慣化を促進しましょう。

④ 自立力を養う地域教育の推進

子どもの自立に向けて、子ども同士の集団遊びや「通学合宿」など異なる年齢の集団生活の機会、職業体験や自ら困難を克服する教育機会などを増やしましょう。

⑤ 子育ての交流の促進

子育てサークルをつくり、保護者の自主的な交流や子どもの集団遊びの場を増やしましょう。

(2) 住民の取り組み

① 見守りネットワークづくり

子どもの交通事故や子どもに対する犯罪、児童虐待の防止に向けて、登下校や遊び場の見守り体制づくりや虐待防止に取り組みましょう。

② 学校教育への協力

学習指導に協力するボランティアティーチャー、スポーツ指導者や読書活動ボランティアなどとして、学校の教育活動を支援しましょう。

また、保護者と連携し、子どもたちの地域での役割を自覚させ、様々な体験を行い、自信と自尊心、自立心を養う機会を増やせるよう支援しましょう。

《主要施策》

(1) 幼児教育の充実

① 幼児教育機能の強化

子育て支援センターとしての体制整備と支援機能の充実を図り、教育相談の実施や園舎・園庭の開放など、子育て支援活動を実施します。

② 発達段階に応じた幼児教育の推進

幼児の発達段階に応じた幼児教育・保育の実施を目指し、保育所・幼稚園での就学前教育の充実を図ります。

③ 家庭・地域と連携した教育の推進

家庭や地域において、子どもの集団遊びや様々な体験活動、世代間交流などの機会の充実を図り、楽しく体を動かす習慣や子どもの社会性や学ぶ意欲の基礎などを養います。

(2) 学校教育の充実

① 夢をかなえる教育の推進

町としての学校教育や幼児教育、社会教育の目標を定め、一人ひとりの子どもの夢や希望をかなえるための教育の推進を図ります。子どもが自分に自信を持ち、満足度や自立心、自尊心を高められるよう、様々な機会を通して、一人ひとりの子どもの多様な能力を正しく評価し、ほめて伸ばすプラス志向の教育を促進し、まんのう町の次代を担う人材の育成を図ります。

② 学力・自ら学び考える力の向上

子どもたちの学ぶ意欲を高める授業、分かる授業の実現、読書を通じた教育の充実などに努め、基礎学力の定着と自ら学び考える力や表現力の向上を図ります。

③ 授業力・指導力の向上

教員の授業力と指導力の向上に向けて、教員研修の充実と自主研究活動の促

進を図ります。

④ 国際理解教育・情報教育の充実

外国人英語教師を引き続き招聘し、国際理解教育と語学学習の充実を図ります。また、情報教育においては、情報編集・発信・コミュニケーション教育の充実を図ります。

⑤ 人間性と社会性を育てる教育の推進

道徳教育の充実を図り、幼児・児童・生徒の規範意識を高め、いじめや不登校のない学校づくりを進めます。また、自然体験やボランティア体験、福祉教育や人権教育、災害などから自らの命を守る教育、特別支援教育の推進など、豊かな人間性と社会性を育てる教育を推進します。

⑥ 家庭・地域と連携した教育の推進

家庭・学校・地域が連携し、郷土の歴史や地域産業への理解を深める教育や郷土芸能や伝統行事、食文化などの継承、まちづくりに関わる教育などを進め、愛郷心を養うとともに、次代のまちづくりを担う人材を育成します。

⑦ 心身の健康と体力の向上

家庭と連携し、食育の推進、早寝早起き朝ご飯の生活習慣の確立、外遊びやスポーツを通じた運動習慣の確立など、心身の健康と体力の向上を図ります。

(3) 教育環境の整備

① 幼稚園の配置の検討

幼稚園の統廃合と幼保一元化施設の整備を検討します。

② 小中学校の環境整備

小中学校の改築・耐震補強を計画的に進めます。また、子どもの障がい等に
応じた、施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

③ 機器等の計画的な整備・改善

遊具やパソコン・校内LAN（情報網）の整備、冷暖房施設の整備など、教育施設・機器の計画的な整備・改善を進めます。

④ 地域に開かれた学校づくり

学校・家庭・地域が連携し、PTA活動の活性化を促進するとともに、学校関係者評価の活用を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

⑤ 親の学習機会等の充実

子どもの成長段階に応じ、親の学習機会や教育相談の窓口を充実します。

〈施策目標4〉 生涯学習の支援

青少年が地域への関心と誇りを持ち、地域で遊びや様々な活動を通して社会力を身につけ、将来のまちづくりを担えるよう、青少年活動の活性化をめざします。

また、すべての住民が生涯にわたって学び、心豊かな生活を楽しめるよう、住民の自主的な活動への支援を基本に、生涯学習環境の整備をめざします。

《住民の役割》

(1) 青少年の取り組み

① 学習・スポーツ活動への参加

趣味・スポーツなどの地域クラブ・サークル活動や学習活動など、青少年の自主的な活動機会を増やしましょう。

② 交流機会の拡大

遊びや様々なイベント・パーティなど、青少年による自主的な交流機会を増やしましょう。

(2) 住民の取り組み

① 子どもへの家庭文化・地域文化の継承

礼儀作法や家庭行事、遊びや仕事、生活の体験、祭りなどの地域活動やボランティア活動への参加など、各家庭で親から子どもへの家庭文化・地域文化の継承を図りましょう。

② 生涯学習活動の推進

趣味や専門知識・技術の習得などのため、様々な生涯学習の機会を活用しましょう。

《主要施策》

(1) 青少年の自立支援

① 多様な機会への参加の促進

家庭・地域・行政が連携し、子どもの自信や自立性、生きる力を育てるため、集団遊びやアウトドア活動、スポーツや文化活動、職場体験やボランティア体験、異なる年齢・世代の交流、地域間交流や国際交流などへの参加機会の充実を図ります。

② 「成人式」等を通じた自立の支援

「成人式」など青少年の行事を通じて、青少年が自立に向けて自覚し、地域がこれを応援するまちづくりを進めます。

③ 青少年活動の促進

交流やイベント、スポーツや文化活動、まちづくりやボランティア活動など、青少年の自主的な活動やリーダー研修への支援を充実するとともに、活動への参加を促進します。

④ 健全育成の環境づくり

青少年への相談体制の充実を図るとともに、有害図書・サイト等の排除など、地域ぐるみの健全な社会環境の整備を進めます。

(2) 生涯学習活動の充実

① 住民の自主的な生涯学習活動への支援

趣味やスポーツなど、住民の自主的なクラブ・サークル活動を支援するとともに、発表や交流機会の充実、まちづくり活動との連携などを促進します。

② 多様な学習・研究機会の提供

各担当課や関係機関、生涯学習ボランティアと連携を図りながら、住民生活やまちづくり活動に必要な多様な学習・研究機会の充実を図ります。

③ 障がい者や高齢者の学習活動の支援

生涯学習ボランティアの協力を得て、障がい者や高齢者の学習活動を支援します。

④ 読書活動の推進

読み聞かせボランティアの協力をえて、子どもの時から本に親しむ取り組みの充実を図ります。

(3) 生涯学習推進体制の整備

① 情報提供の充実

広報紙やホームページ、公共施設の掲示板、パンフレットなどにより、生涯学習情報提供の充実努めるとともに、関係団体・グループ相互の交流を促進します。

② 生涯学習ボランティアの育成

生涯学習ボランティア講座を開催し、体験活動や読み聞かせボランティア（指導員）、学校ボランティアなど、生涯学習ボランティアの育成を図ります。

③ 施設の計画的な修繕等の推進

公民館をはじめ生涯学習施設の計画的な修繕や整備・充実、効率的な管理体制の整備を図るとともに、遊休施設や学校などの有効活用を図ります。また、子どもや勤労者が利用しやすいよう、施設の管理運営を工夫するとともに、高

齢者や障がい者が利用しやすいよう、バリアフリー⁴化を進めます。

④ 読書環境の充実

町立図書館を中心に、地域の各図書室が連携しながら、住民の読書環境の充実を図ります。

⁴ バリアフリー：障がい者や高齢者が生活しやすいよう、建物や道路などにおける障へきを除くこと。

〈施策目標5〉 スポーツ活動の支援

住民が生涯を通じて気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流を深め、生活習慣病の予防・改善や体力の向上ができるよう、競技団体やクラブ・サークル活動の支援、指導者の育成・確保、体験機会の充実、スポーツ施設や環境の整備、維持管理体制の効率化などをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 多様なスポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで、体を動かす屋外遊びやスポーツのクラブ・サークル活動を楽しみましょう。

② 有酸素運動や筋力アップの推進

年齢や体力などに応じて、ウォーキングやサイクリング、健康体操など、生活習慣病予防・改善のための有酸素運動や筋力アップを日常的に行いましょう。

③ スポーツボランティア活動への参加

子どもや高齢者・障がい者、初心者のための指導や手助け、イベントなど、スポーツボランティア活動に積極的に参加しましょう。

④ スポーツ施設の利用者主体の管理運営

関係団体・クラブや地域で協力し、各種スポーツ施設の管理運営を利用者主体で行いましょう。

《主要施策》

(1) 生涯スポーツの振興

① 住民の自主的なスポーツ活動の支援

各種競技団体やクラブ・サークル活動、スポーツ少年団など、住民の自主的なスポーツ活動を支援します。

② スポーツによる地域交流の促進

地域での親睦や異なる年齢の交流につながる地域スポーツ活動を支援します。

③ 有酸素運動や筋力アップの取り組みの普及

社会スポーツと保健・福祉・医療、学校教育が連携し、子どもの時からの生活習慣病予防・改善に向けて、体を動かす遊びや軽スポーツ、ウォーキングやサイクリング、健康体操などの有酸素運動や筋力アップの取り組みの普及を図ります。

④ 青少年スポーツの支援

青少年の健全な育成をめざし、野球、バレーボール、なぎなたのスポーツ少年団の活動を支援するとともに、学校スポーツとも連携し、種目の充実を図ります。

⑤ 大会やイベントの支援

住民が楽しめ、スポーツの普及や交流につながる各種スポーツ大会やイベントを支援します。

⑥ 団体・指導者の育成

生涯スポーツの普及・定着のため、スポーツ教室の開催、情報の提供、体育協会などスポーツ団体の育成・強化、指導者の確保・育成を図ります。

(2) スポーツ環境の整備・充実

① スポーツ施設等の維持・更新

老朽化が進むスポーツ施設や体育器具の維持・更新、管理・運営の効率化と利用手続きの簡素化などを図ります。

② 学校施設等の有効活用

学校の体育館・運動場等を地域に開放するとともに、廃校施設等の有効活用を図ります。

③ 身近に軽スポーツ活動ができる場の整備

公園・広場、土器川・満濃池ウォーキングコースなど、身近に軽スポーツ活動ができる場の整備を進めます。

政策目標3 すべての人が輝くまちづくり (交流・文化)

すべての人が
輝くまちづくり
(交流・文化)

人権尊重社会の実現
男女共同参画の推進
地域間交流・国際交流
芸術・文化の振興

〈施策目標6〉 人権尊重社会の実現

一人ひとりが自尊意識や人権意識を高め、自らの人権を守る力を身につけるとともに、他の人の人権や生命を尊重する、差別やいじめ、虐待などのないまちをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 家庭や地域でのエンパワーメント教育の推進

家庭や地域などにおいて、自分に自信と自重心を持ち、自らの人権と命を自らが守る自尊教育、エンパワーメント⁵教育を推進しましょう。

② 家庭や地域での人権教育の推進

家庭や地域などにおいて、他の人の人権や生命を尊重する教育を推進します。

③ 人権侵害防止ネットワークづくり

差別やいじめ、虐待などの人権侵害を友だちや家族、大人達に相談でき、見逃さずに速やかに町や民生委員・児童委員などに連絡できるまちづくりを進めましょう。

《主要施策》

(1) 人権教育・啓発の推進

① エンパワーメント教育の推進

子どもの時から自分を大事にする自尊感情を育て、自らの人権を守る社会的

⁵ 個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。また、それらを支援するための環境を整備すること。

な力をつけるエンパワーメント教育の推進を図ります。

② 人権教育の推進

学校教育や生涯学習などの場で、差別を受ける立場に立って考えることができ、差別やいじめ・虐待などを許さない、感性豊かな人間を育てる人権教育を推進します。

③ 教員等への研修の充実

参加体験型学習の手法を取り入れるなど、研修内容・方法を工夫し、資質の向上に努めます。

(2) 人権尊重社会の実現

① 自殺回避の支援

自殺対策基本法の制定を受け、家族や地域、職場、医師などと連携し、自殺の危険性の高い人の早期発見と自殺回避の支援を行います。

② 児童虐待の防止

児童虐待の防止に向け、幼稚園や保育所、小中学校、家庭、地域と民生委員・児童委員などが連携し、相談や保護対策の充実を図ります。

③ いじめやひきこもり等の防止

いじめやひきこもりのない学校や職場、地域社会をめざし、いじめに悩む青少年や地域住民、就業者に対し、相談窓口の設置や電話相談など相談・支援体制の充実に努めます。

④ 配偶者暴力や高齢者虐待の防止

配偶者や恋人からの暴力や高齢者に対する虐待などを防止するため、広く啓発活動を行い、広域で連携して相談・保護支援体制の確立に努めます。

⑤ 同和問題をはじめとする人権問題の解消に向けた取り組み

一人ひとりがお互いの人権を尊重しあう地域社会の構築に向けて、学校・地域・家庭における人権教育や関係機関と連携協力した人権を尊重する意識の高揚に努めます。

また、町や社会福祉協議会、人権擁護委員などの相談体制の充実と連携の強化を図ります。

さらに、まんのう町における人権啓発及び同和問題の解決に向けての活動発信拠点としての隣保館（長尾会館）運営を推進します。

〈施策目標7〉 男女共同参画の推進

男性も女性も共に性別にとらわれることなく、仕事や家庭生活、地域活動などに平等・対等に参画できる社会の実現をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 女性の自立とエンパワーメントに向けた学習の推進

女性の自立とエンパワーメントに向けて、社会的・職業的な学習を進めましょう。

② 女性の政策形成の場への参画

女性の意見がまちづくりに反映されるよう、各種委員会や協議会など、政策形成の場へ積極的に出席しましょう。

③ 男女の地域活動への参画

地域での活動において、女性が決定の場へ積極的に参加し、男女が一緒に取り組めるボランティア活動や自治会活動など、自主的な活動を進めましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

男女の均等な雇用機会と待遇の確保に努めましょう。

② いきいきと子育てできる職場環境の整備

男性を含めた育児休業制度や介護休業制度の利用促進、結婚退職や出産退職の見直し、育児期間の残業や出張体制の見直しなど、いきいきと子育てできる職場環境の整備を図りましょう。

③ 人権侵害の防止

職場での性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）など、人権侵害の防止を徹底しましょう。

《主要施策》

(1) 男女共同参画の促進

① 男女共同参画の啓発

男女の固定的な性別役割意識を解消し、男女共同参画に向けた意識の形成を図るため、また、固定的な性別役割分担の慣習・慣行の見直しなど、男女が対等な構成員として参加・参画できる地域社会や職場づくりを進めるため、『広報まんのう』などによる啓発活動や、講座や講演会など男女平等教育・学習を推進し

ます。

② 政策決定の場への女性の参画の促進

各種委員会などにおいて女性委員を積極的に任命するとともに、町幹部職員への登用など、政策決定の場への女性の参画を促進します。

③ 女性のエンパワーメントの支援

女性の職業能力向上や再就職支援、起業化支援など、女性の就業の支援を図ります。また、女性の社会的・職業的なエンパワーメントを支援します。さらに、女性団体の活動を促進するとともに、全町的な女性グループのネットワークづくりを推進します。

④ 子育て支援や高齢者介護サービスの充実

男女が共に、子育てや様々な活動ができるよう、乳幼児の保護者が外出しやすいしくみなど子育て支援の一層の充実や高齢者介護の支援を充実します。

⑤ 人権侵害の防止

配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）や職場や地域での性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）などをなくすため、関係機関と連携し、事業所や住民への啓発と相談・保護体制の充実を図ります。

〈施策目標8〉 地域間交流・国際交流の推進

魅力ある地域の歴史・文化や産業などを活かし、地域間交流の活発な活気のあるまちをめざすとともに、異文化への理解を深め、国際交流の活発な、世界各地から訪れる外国人が安心して活動できる多文化共生のまちをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 住民による交流活動の推進

本町の自然や産業、祭りやイベント、文化・スポーツ活動などを通して、交流を深めましょう。

② まんのう町国際交流協会の活動の推進

協会の活動を通じ、住民が外国文化にふれ、在住外国人や外国人観光客との交流を深める機会の拡大を図りましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 国際交流・国際貢献・多文化共生の推進

海外からの研修生の受入や輸出入などを通して、国際交流・国際貢献に取り組むとともに、多文化共生のまちづくりを推進しましょう。

《主要施策》

(1) 地域間交流の促進

① 都市農村交流の促進

本町の自然や歴史・文化、産業を活かしたグリーンツーリズム⁶やエコツーリズム⁷、ヘルスツーリズム⁸、ウォーキングイベントの推進、都市と農村との地域間交流に取り組み、町の活性化につなげます。

② 周辺地域との連携の促進

土器川流域住民との森と水を守る取り組みや、文化・スポーツ交流、観光ネットワークづくりなど、周辺地域との連携を促進します。

③ 町出身者等との連携の促進

大都市などの町出身者等との絆を深め、町のイメージアップとPR、まんのうブランド商品の開発・販売、Uターンや企業誘致などの連携を図ります。

⁶ 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。

⁷ 自然や地域の文化にふれ、その環境保護に協力する観光

⁸ 温泉やスポーツ、食育やダイエットなど、健康志向の観光・交流

(2) 国際交流の促進

① 国際感覚豊かな人材の育成

外国人語学教師（ALT）、国際交流員（CIR）などによる学校教育や社会教育での語学学習や国際理解学習の促進、中学生の海外派遣事業などにより、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

② 国際交流活動の促進

在住外国人との交流・学習の機会づくりを進めるとともに、共通するまちづくりのテーマに沿った世界各国との国際交流や国際協力を促進します。

③ 多文化共生のまちづくりの推進

案内標識、パンフレットなどへの外国語併記、役場窓口での外国語対応の充実、日本語教育・通訳ボランティアの育成、災害時のための支援など、在住外国人や外国人観光客と共生するまちづくりを進めます。

〈施策目標9〉 芸術・文化の振興

町の歴史文化を活かし、多様な創作活動や文化・芸術の発表・鑑賞機会の充実とともに、歴史遺産の保存と活用を図り、町民の誇り意識の高揚等をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 芸術・文化活動の推進

子どもから高齢者まで、優れた芸術・文化にふれ、創作活動に参加し、その成果を多くの人々に発表し、心豊かなまちづくりを進めましょう。

② 地域の文化遺産の継承

文化財の調査・研究・保存や郷土芸能の保存・伝承、郷土の歴史文化の学習、ボランティアガイドなどの活動を通し、優れた文化遺産への理解を深め、全国へ発信し、交流を深めましょう。

《主要施策》

(1) 文化・芸術活動の促進

① 質の高い芸術・文化にふれる機会の充実

住民ボランティア、企業などと連携して芸術鑑賞会などを開催し、質の高い芸術・文化にふれる機会の充実を図ります。

② 文化・芸術活動の促進

文化・芸術クラブ・サークルや住民の創作活動に対し、住民への情報提供・紹介に努めるとともに、活動の場の提供、相互の交流などの支援を行います。

③ 文化・芸術活動を推進する環境の充実

住民が身近に芸術・文化に親しむ拠点として、まんのう町民文化ホールなど各施設の維持・整備を図るとともに、町民と連携し、効果的・効率的な運営を行います。

(2) 文化財と伝統文化の保存と継承

① 文化財と伝統文化の保存・継承

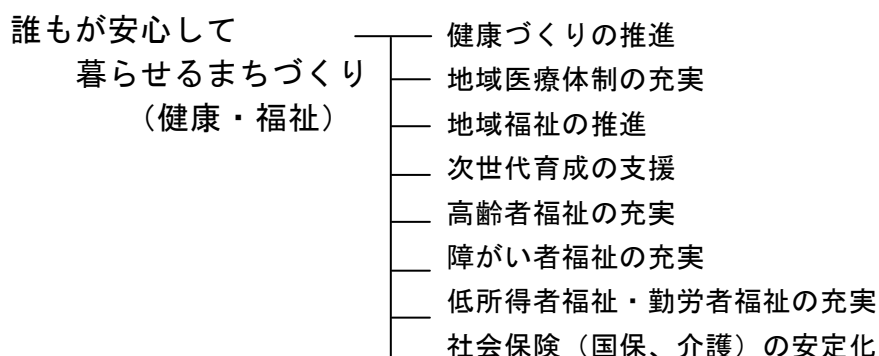
学識経験者やボランティアなどと連携を図りながら、中寺廃寺跡などの埋蔵文化財の発掘・調査、歴史的建造物等の保全措置などを進めるとともに、綾子踊、大川念仏踊など伝統文化の継承に努めます。

② 歴史・文化の活用

町民や観光客がまんのう町の歴史・文化を学び、活用することができるよう、かりん会館や琴南ふるさと資料館、二宮忠八飛行館、さらには町立図書館等での収集・展示の充実を図ります。

〔基本目標2〕 安心と安全・快適なまち

政策目標4 誰もが安心して暮せるまちづくり (健康・福祉)



〈施策目標10〉 健康づくりの推進

保健・医療と福祉、学校、農業や商工業、企業・住民が連携し、生活習慣病、特にメタボリックシンドロームの予防・改善を中心に、生涯を通じて健康に暮らせるまちをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 生活習慣病予防活動の実践

「自分の健康は自分で守る」意識を育て、子どもの時から、生活習慣病、特にメタボリックシンドロームの予防・改善の取り組みを進めましょう。

② 健康ボランティアの推進

生活習慣病改善者が中心となり、食育や運動、介護予防のボランティア活動に参加しましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 職場保健活動の充実

食事が不規則・高カロリーで、運動不足になりがちな20～30歳代のメタボ

リックシンドロームの予防・改善に向けて、職場保健活動の充実を図りましょう。

《主要施策》

(1) 健康教育・食育の充実

① 健康増進計画の推進

「健康増進計画をすすめる会」を中心に「まんのう町健康増進計画」を推進するとともに、取り組みの成果を把握しながら定期的に計画の見直しを行います。

② 食育の充実

健康的で楽しい食生活の普及・定着を図るため、食育推進協議会を中心に、町、保育所・幼稚園、小中学校、農業団体などが連携し、食育の充実を図ります。

③ 健康改善の達成事例の普及

町民の優れた健康改善の達成事例の把握に努め、その体験を紹介し、普及を図ります。

④ 個別栄養相談・健康相談の充実

町民の主体的な健康づくりを促進するため、個別栄養相談や健康相談を充実します。

⑤ 思春期保健の推進

思春期の子ども達に対し、乳幼児とのふれあいの機会や、妊娠や性感染症などについての学習の機会の充実を図ります。

(2) 生活習慣病等の予防・改善

① 健康診査の受診の促進

生活習慣病や生活機能低下の早期発見のため、未受診者への受診勧奨や受診しやすい体制づくりなどを通じ、健康診査（特定健康診査・がん検診等）の受診率の向上を図ります。

② 子どもの頃からの生活習慣病予防の推進

子どもの生活習慣病予備群を減少させるため、家庭や学校と連携し、「早寝早起き朝ご飯」など健康的な食生活や、外遊びなどを通じた運動習慣の定着を図ります。

③ 「350g野菜摂取運動」の推進

家庭菜園や農産物直売所など、農産品の地産地消の取り組みと連携を図り、「1日350gの野菜摂取」により、生活習慣病の予防・改善を図ります。

④ 特定保健指導の推進

メタボリックシンドローム該当者・予備群への特定保健指導を推進し、内臓脂肪型肥満や血糖・血圧・脂質など代謝異常状態の改善を図ります。

⑤ 事業所や産業団体と連携した健康づくり活動の展開

事業所や産業団体と連携し、20～30歳代の野菜摂取や消費に見合ったカロリー摂取、運動など、生活習慣病予防の取り組みを進めます。

⑥ 有酸素運動や筋力アップの取り組みの普及

生涯スポーツ活動と連携し、徒歩・自転車通勤やウォーキング、健康体操などの有酸素運動、筋力トレーニングや軽スポーツ・レクリエーションなどの普及を図り、生活習慣病と要介護の予防を進めます。

⑦ 歯と口の健康づくりの促進

歯と口の健康を保つため、歯科相談、歯科検診、歯科保健教室などを推進します。

⑧ 糖尿病予防の強化

糖尿病の予防と悪化防止のため、糖尿病予防事業を推進するとともに、運動習慣の普及・定着を図ります。

(3) 推進体制の強化

① 健康づくり推進団体への支援

健康増進計画をすすめる会、食育推進協議会、ウォーキングなど健康づくりの運動グループなど、健康づくり推進団体の活動を支援します。

② 健康づくり人材の育成

ヘルスマイトの養成など、町民の健康づくりをリードする人材の育成を図ります。

③ 専門職の育成

保健師、栄養士などの人材を計画的に確保するよう努めるとともに、研修による資質の向上を図ります。

＜施策目標11＞ 地域医療体制の充実

かかりつけ医の普及や町立診療所の充実など、予防と早期治療に重点を置いた地域医療体制の強化と救急医療体制の確保を図り、安心して暮らせるまちをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 疾病予防と適切な受診

普段からかかりつけ医にかかるとともに、疾病等の予防や早期治療に努めましょう。

(2) 医療機関の取り組み

① 予防やリハビリに重点を置いた医療の推進

住民生活に密着し、予防と早期治療、リハビリテーションに重点を置いた地域医療の確立に努めましょう。

《主要施策》

(1) 地域医療体制の充実

① 予防やリハビリに重点を置いた医療の推進

保健と医療が連携し、かかりつけ医の普及など、予防と早期治療、リハビリテーションに重点を置いた地域医療の確立に努めます。

② 地域医療体制の確保

医師の安定的確保など町立診療所の充実を図るとともに、町内の他の病院やかかりつけ医との連携を強化します。

(2) 救急医療体制の充実

① 救急搬送体制の充実

公共施設などへの自動体外式除細動器（AED）の設置をするとともに、仲多度南部消防本部による応急手当についての知識や技術の普及啓発、搬送体制の確保を図ります。

② 休日・夜間の救急医療体制の確保

休日・夜間の救急医療体制の確保するため、中讃保健医療圏内の医療機関と連携を強化し、病院群輪番制や在宅当番医制の充実を図ります。

〈施策目標12〉 地域福祉の推進

社会福祉協議会やボランティアグループなどと連携し、地域でお互いに支え合う地域福祉活動や課題ごとのボランティア活動を推進し、すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 安心安全ネットワークづくりの推進

各地域で、ひとり暮らし高齢者、子どもなど支援が必要な人を見守り、声かけや必要な支援を継続的に行いましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 安心安全ネットワークづくりへの協力

地域を構成する1団体として、ひとり暮らし高齢者、子どもなど支援が必要な人に見守り、声かけや必要な支援を行う安心安全ネットワークづくりに協力していきしょう。

② ユニバーサルデザイン⁹のまちづくりの推進

障がい者など誰もが使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めましょう。

《主要施策》

(1) 地域福祉意識の向上

① 情報提供の推進

「広報まんのう」や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどにより、福祉サービスや地域福祉活動・ボランティア活動などの情報提供に努めます。

② 福祉学習・福祉交流の推進

学校教育や社会教育において福祉学習を推進するとともに、各種団体と協力し、地域行事やボランティア体験などを通して高齢者・障がい者・児童などとふれあう機会の拡大を図ります。

(2) 地域福祉活動の推進

① 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定・推進

まんのう町の地域福祉推進の指針として、町による「地域福祉計画」、社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を連携を保ちながら策定します。

⁹ 様々な人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。

② 安心安全ネットワークの強化

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会など関係機関・団体がひとり暮らし高齢者等の見守り、声かけや必要な支援を組織的に行い、安心安全のネットワークを強化していきます。

また、サロン活動など、各地域のたまり場づくり活動の充実を図ります。

③ ボランティア活動の活性化

ボランティア活動の活性化を図るため、社会福祉協議会と連携し、活動に関する相談・助言を強化するとともに、福祉、防災、環境など様々な分野のボランティア団体の交流の促進を図ります。

④ 地域福祉を担う人材の育成

福祉委員の拡充を図るとともに、ボランティア養成講習などを充実し、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

(3) 地域のユニバーサルデザイン化

① 公共空間のユニバーサルデザイン化

誰もが安心して快適に日常生活が送れるよう、公共・公益建物やバス、道路・公園などのユニバーサルデザイン化を推進します。

② 移動手段の確保

介護保険や障がい福祉サービスによる乗降介助などのサービスや、デマンド交通システム「あいあいタクシー」、福祉タクシー（利用助成）などを通じて、要援護者の移動手段の確保を図ります。

③ 情報のバリアフリー化と情報格差の解消

点訳や朗読サービスの充実、町ホームページの視覚・聴覚障がい者対応など、情報のバリアフリー化に努めます。また、高齢者や障がい者を対象にしたパソコン教室の実施など、情報格差の解消に努めます。

④ 安心して暮らせる住まいづくりの支援

高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化の相談や住宅改修等の支援を行います。

⑤ 緊急時要援護者支援体制の強化

急病時や災害などの緊急時に、高齢者や障がい者など要援護者に迅速に対応できる体制の強化を図ります。

＜施策目標13＞ 次世代育成の支援

保育所と幼稚園の充実、地域での子育て支援や各種体験機会の充実などにより、安心して子育てができるまちをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 子育ての悩み・不安の解消

子育てに関する公的な相談や交流機会を利用し、子育ての悩み・不安の解消に努めましょう。

② 安全に楽しく遊べる機会の確保

保護者や育児サークルなどに協力し、子どもが安全に楽しく遊べる場や体験機会の確保を支援しましょう。

③ 児童虐待防止ネットワークへの参画

児童虐待の疑いがある場合には、関係機関や民生委員・児童委員などへ通告し、児童の保護を図りましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 就労と子育ての両立の支援

若い男女が働きながら子育てできる職場環境づくりを進めましょう。

② 地域子育て支援活動への協力

地域や保育所、幼稚園、小中学校における各種体験学習を支援しましょう。

《主要施策》

(1) 妊娠・出産・子育てへの支援の充実

① 相談・交流機会の充実

子育てに関する知識の習得や、子育て不安の解消、さらには子育てを通じた親自身の成長にもつながることをめざし、子育てサロンやパパママ学級などの開催、育児サークルの支援、地域子育て支援センターの充実などを通じ、親同士の交流の場づくりに努めます。

② 疾病や発達不安などの早期発見

家庭訪問や健康相談の充実に努めるとともに、各種検診の適切な受診の促進と検診後のフォローに努めます。

③ 保育サービス等の充実

保護者の就労形態や就労時間の多様化に対応し、保育サービスの充実を図ります。また、子ども・子育て支援法を受け、保育必要量の認定、幼稚園機能と保育所機能の一体化など、新たな制度改正への対応を進めます。

④ 経済的負担の軽減

医療費助成などを通じて、子育ての経済的負担の軽減に努めます。
また、不妊治療費の助成事業を進めます。

⑤ 障がい児保育の充実

障がいのある子どもを育てる家庭への支援の充実や障がい児保育の充実を図ります。

⑥ 児童虐待の防止

関係機関が連携した児童虐待防止対策ネットワークにより、児童虐待の予防、早期発見・保護を図ります。

(2) 母子・父子福祉の充実

① 相談・支援体制の強化

福祉事務所や児童相談所、母子自立支援員や民生委員・児童委員など各関係機関と連携し、相談・支援体制の強化に努めます。

② 各種制度の周知と活用の促進

福祉資金の貸付、医療費助成、就学金助成などの各種制度の周知と活用の促進を図ります。

③ 経済的・社会的自立の促進

母子・父子家庭の経済的・社会的自立を促すため、交流を促進するとともに、ハローワーク丸亀と連携し、就労の支援を図ります。

〈施策目標14〉 高齢者福祉の充実

高齢者の社会参加活動や介護予防・認知症予防の取り組みを支援するとともに、介護サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら安心して暮らせるまちをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 地域活動の促進

祭りや伝統行事、郷土料理や子どもの遊び、特産品の生産など、高齢者の豊富な経験を子どもの教育や地域活性化に活かしましょう。

② 介護予防・認知症予防の取り組みの推進

食生活改善やウォーキングなどの有酸素運動、筋力トレーニング、脳トレーニングなど、生活習慣病予防・介護予防の取り組みを進めましょう。

③ 見守り活動の推進

地域住民が協力し、ひとり暮らし高齢者などに対する見守り、声かけを進めましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 介護予防を重視した介護サービスの提供

介護保険制度の安定に向けて、介護予防や介護度改善に向けた介護サービスの提供に努めましょう。

② 地域と連携した事業所運営

要介護者など支援が必要な高齢者への適切なケアを推進し、要介護になっても在宅で安心して生活できるまちづくりを進めましょう。

また、子どもや住民の介護体験やボランティアの受け入れを図り、ボランティアの育成に取り組みましょう。

《主要施策》

(1) 社会参加活動の促進

① 高齢者のまちづくり・コミュニティ活動の促進

高齢者が、その知識や経験を発揮し、まちづくりや地域コミュニティで活躍できる場の充実に努めます。

② 高齢者の社会参加の促進

高齢者が暮らしを楽しみ、交流の輪を広げていくことができるよう、老人ク

ラブなどと連携し、各種行事や自主的なスポーツ・文化活動、収益活動やボランティア活動など、高齢者の社会参加を促進します。

③ 高齢者の就労機会の拡充

高齢者が永年培った技能を活かせるよう、道の駅の直売所や仲善シルバー人材センターなどと連携し、特産品販売や就業・起業支援など、高齢者の働く場や機会の拡充を促進します。

(2) 介護予防の推進

① 介護予防・認知症予防の取り組みの促進

筋力トレーニングによる転倒防止、脳トレーニングによる脳の活性化など、介護予防・認知症予防の取り組みを促進します。

② ふれあいサロンなどによる交流の促進

ひきこもりや認知症などを防止するため、ふれあいサロンなど高齢者同士や世代間の交流を促進します。

(3) 介護サービスの充実

① 介護サービスの充実促進

「まんのう町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに見直し、事業の効果などを検証しながら、介護サービスの充実を図ります。

② 適切な要介護認定・ケアマネジメントの実施

適切な要介護認定を行うとともに、要介護度の維持・改善に向けた適切なケアマネジメントの指導を図り、介護給付の適正化を図ります。

③ 地域密着型サービスの充実

日常生活圏域ごとにサービス提供体制の整備を図り、地域密着型サービスの充実を図ります。

④ 認知症高齢者の生活支援の推進

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業の名称変更）や成年後見制度の活用により、認知症高齢者のサービス利用や金銭管理、財産管理などを支援します。

⑤ 在宅介護への支援

在宅介護を支援するため、訪問介護等居宅サービスの充実を図ります。また、在宅寝たきりの方の介護者に対する福祉手当や介護用品の支給を行うとともに、介護教室や家族介護者間の交流を促進します。

(4) 推進体制の強化

① 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターの公正・中立な運営に努めるとともに、介護予防の総合的・継続的ケアマネジメントや総合相談、権利擁護などの推進を図ります。

② 地域包括支援ネットワークの強化

要介護になっても安心して在宅で暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心に、医療機関や社会福祉協議会、ボランティア団体などが連携し、地域包括支援ネットワークの強化を図ります。

③ 認知症支援体制の強化

認知症の人を地域で支える認知症キャラバンメイト、認知症サポーターの育成に努めます。

④ 虐待防止の体制強化

高齢者に対する虐待を防止するため、関係機関と連携を強化し、情報の収集、相談、早期対応の体制強化を図ります。

〈施策目標15〉 障がい者福祉の充実

障がい（児）者が必要とする保健・福祉サービスを利用しながら、地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 「心のバリアフリー」の推進

障がい者との交流、ボランティア活動への参加などにより、障がい（児）者への差別や偏見のない「心のバリアフリー」化を進めましょう。

② 障がい（児）者や家族の交流の推進

障がい（児）者や家族相互の交流を図りましょう。

③ 地域活動への参加促進

障がいがあっても、地域活動に参加しやすいよう、移動、コミュニケーションなどをサポートしていきましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 障がい福祉サービスの提供

支援が必要な障がい（児）者への適切な相談、ケアを推進し、在宅で安心して生活できるまちづくりを進めましょう。

② 各種施設のユニバーサルデザイン化

各種施設のユニバーサルデザイン化を推進しましょう。

③ 障がい者の積極的な雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の積極的な雇用に努めましょう。

《主要施策》

(1) 障害者福祉計画・障害福祉計画の推進

① 障害者福祉計画の推進

障害者基本法に基づく「まんのう町障害者福祉計画」により、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境などの各分野が連携し、総合的に障がい（児）者施策を進めます。

② 障害福祉計画の推進

障害者総合支援法に基づく「まんのう町障害福祉計画」により、各種福祉サービスの充実を図ります。

(2) 保健福祉サービスの充実

① 情報提供・相談・サービス提供の体制強化

保健、医療、教育などの関係機関と連携をとりながら、総合的な情報提供・相談体制の充実を図り、一人ひとりへのきめ細かなケアマネジメントに努め、ニーズに応じたサービスの提供を図ります。

② 療育・リハビリテーションの推進

関係機関が連携しながら、障がいの予防や早期発見・早期治療の取り組みを進めます。

(3) 自立生活の支援と社会参加の促進

① 特別支援教育の充実

保育所・幼稚園や学校などと連携し、障がい児保育、特別支援教育の充実や進路指導の充実などを図ります。

② 雇用・就労の場の確保

地域で障がい者が働けるよう、一般就労への移行や就労継続を支援するとともに、多様な雇用・就労の場の確保に努めます。

③ 自立生活への支援

地域で自立した生活ができるよう、グループホームの設置を支援するとともに、コミュニケーション支援や移動支援などの充実を図ります。

④ 多様な社会参加の促進

障がい者団体と関係各課が連携して、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動、学習活動など、社会参加機会の充実に努めます。

また、障がい（児）者が外出しやすいよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

⑤ 緊急時の支援体制づくり

災害時や急病時に迅速かつ円滑に対応できるよう、関係課などと連携して災害時要援護者の把握や避難体制づくりなどを進めます。

⑥ 経済的支援の推進

障がい者の経済面での不安を低減するため、各種制度の周知を図ります。

(4) 推進体制の強化

① 広報・啓発の推進

「広報まんのう」などを活用し、障がい（児）者に対する理解や各種制度の

周知を図ります。

② 団体などの活動支援

障がい者の社会参加や介護・介助を行う団体などを支援します。

③ 地域での障がい者を支える体制の強化

社会福祉協議会や障がい者相談員、民生委員、福祉委員などと連携し、地域での障がい者を支える体制の強化を図ります。

④ 虐待防止の体制強化

障がい者に対する虐待を防止するため、関係機関と連携を強化し、情報の収集、相談、早期対応の体制強化を図ります。

〈施策目標16〉 低所得者福祉・勤労者福祉の充実

相談・指導体制の充実と生活保護制度の適正な運用に努めるなど、低所得者福祉の充実をめざします。また、勤労者の労働相談や就労環境の改善、雇用の安定化、福利厚生の実施などをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 低所得者世帯への支援の推進

NPO法人、ボランティア団体などが行う低所得者世帯への生活支援、育児支援などの活動に協力しましょう。

② 勤労者福祉制度の学習の推進

勤労者の健康増進など、勤労者福祉制度について学習を深めましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 勤労者福祉の充実

安定的な雇用とともに、労働環境の向上や福利厚生の実施に努めましょう。

《主要施策》

(1) 低所得者福祉の充実

① 低所得者への支援の実施

民生委員や社会福祉協議会などと連携し、低所得者への相談体制の実施を図ります。また、支援を必要とする世帯の的確な把握と生活保護制度の適正な運用に努めます。

② 自立の促進

ハローワーク丸亀などとの連携を図りながら、就業の相談・指導を実施するなど、被保護世帯の自立を促進します。

③ 各種制度資金の周知

生活福祉資金貸付など、各種制度資金の周知徹底を図り、更生・就学・住宅など有効活用を促進します。

④ 職員の養成

多様化する相談・指導に対応できるよう、専門知識を持った職員の養成を図ります。

(2) 勤労者福祉の充実

① 法制度の周知と労働相談の充実

労働者の権利を保護するため、労働者保護に関する法定基準や各種制度の周知を図るとともに、関係機関と連携して、各種労働問題に関する労働相談の充実に努めます。

② 若者や女性、高齢者や障がい者などへの支援の強化

若者や女性、高齢者や障がい者などの職業知識・能力の向上の支援に努めます。

③ 事業主への啓発の推進

事業主に対し、正規雇用の拡大、退職金・年金制度への加入、働きながら子育てできる職場環境づくり、職場環境の改善、産業保健活動の推進、福利厚生
の充実などを促進します。

〈施策目標17〉 社会保険（国保、介護）の安定化

生活習慣病の予防・改善、介護予防などに積極的に取り組み、医療費と介護費用の適正化を促進し、国民健康保険制度と介護保険制度の安定的な運営をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 生活習慣病予防・介護予防の取り組みの推進

有酸素運動や筋力トレーニングなどにより、生活習慣病や転倒骨折による寝たきりの予防に努めるとともに、社会参加などにより認知症の予防を図りましょう。

② 健診の適切な受診

特定健診・がん検診などにより、生活習慣病の予防・改善、病気の早期発見・早期治療に努めましょう。

③ 医療の適切な受診

不必要な重複・頻回受診や薬の多用などを避け、医療費の適正化に取り組みましょう。薬は後発医薬品（ジェネリック）の利用を心がけましょう。

④ 社会保険制度の学習の推進

国民健康保険制度や介護保険制度に対する理解を深めましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 従業員の生活習慣病予防の取り組みの促進

職場において従業員の生活習慣病予防の取り組みを進めましょう。

② 医療・介護給付費削減のための情報交換の推進

保健・医療、介護関係の事業者間で、メタボリックシンドロームの改善や介護度維持・改善の事例、後発医薬品（ジェネリック）の利用などについて情報交換し、最適な予防医療と介護サービスの提供に努めましょう。

《主要施策》

(1) 国民健康保険制度の安定運営

① 生活習慣病予防・介護予防の取り組みの促進

生活習慣病の予防・改善、介護予防の取り組みを促進して医療費の抑制を図り、国民健康保険財政の健全化を図ります。

② 医療費の適正化の推進

重複・頻回受診の抑制や後発医薬品（ジェネリック）の利用促進、レセプト点検の強化などにより、医療費の適正化を図ります。

③ 国民健康保険制度に対する理解の促進

保険税の収納率の向上を図るため、「広報まんのう」などを活用し、国民健康保険制度に対する理解を促進するとともに、納付相談の充実、口座振替の促進など滞納防止対策を推進します。

④ 制度改正への対応

国保財政運営の都道府県単位化など、制度改正への適切な対応を図ります。

(2) 介護保険の適正な運営

① 生活習慣病予防・介護予防の取り組みの促進

生活習慣病の予防・改善、介護予防の取り組みを促進して医療費の抑制を図り、介護保険財政の安定化を図ります。

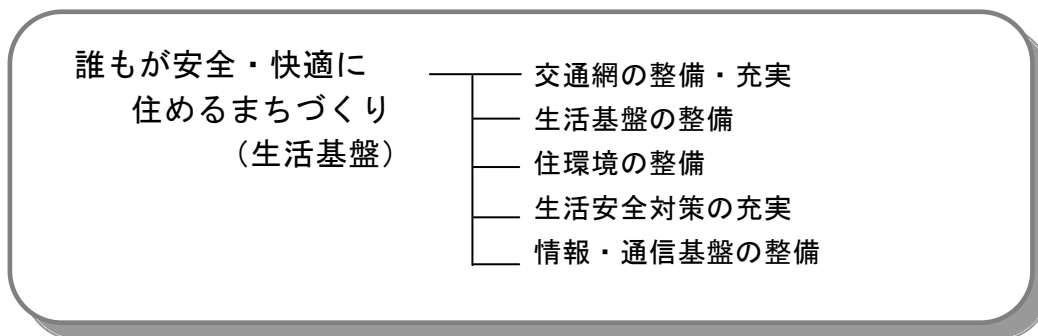
② 過剰なサービス提供の抑制

香川県国民健康保険団体連合会の縦覧点検表や介護給付適正化システムを活用し、不適正なサービス提供の点検を行うとともに、保健・医療、介護関係の事業者間で、適切なサービス提供を促進するための情報交換に努めます。

③ 収納率の向上

保険料収入を確保するため、収納率の向上を図ります。

政策目標5 誰もが安全・快適に住めるまちづくり (生活基盤)



〈施策目標18〉 交通網の整備・充実

国・県道の整備促進、町道網や農道網などの維持・管理、鉄道・バスなど公共交通機関の維持・確保など、通勤・通学や観光・商業など交流の活発な便利で安全なまちづくりをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 住民による地域の道路環境の向上

地域住民による生活道路の維持・管理や清掃など、道路の景観・環境の向上を進めましょう。

② 公共交通機関の利用

身近な地域公共交通機関を利用しましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 事業者による地域の道路環境の向上

敷地前の道路の環境美化などに取り組みましょう。

《主要施策》

(1) 道路網の整備

① 道路の計画的な整備・改良

通勤など移動時間の短縮に向けて、国県道の整備・改良を要望するとともに、町道の未改良路線の計画的な改良、農林業生産の基盤となる農林道の整備を進

めます。

② 町道等の適切な維持管理

整備済みの町道などについて、計画的に適切な維持管理に努めます。

③ 快適で安全な道路づくりの推進

交通事故や災害防止に向けて、道路・橋梁の危険箇所の改良、交通安全施設の整備などに努めます。また、公共施設周辺や通学路などを中心に、歩道や小公園（ポケットパーク）の整備、道路のバリアフリー化を進めます。

④ 道路環境の向上

住民の協力を得ながら、道路清掃やフラワーロードづくり、眺望拠点（ビスタポイント）の整備など、道路環境向上のための取り組みを進めます。

(2) 公共交通機関の維持・充実

① 鉄道・路線バスの利用促進

ことでん琴平線羽間駅のパークアンドライドの一層の充実を図るなど、まんのう町地域公共交通総合連携計画に基づき、環境にやさしい鉄道・路線バスの利用促進を図ります。

② 地域コミュニティ交通システムの維持・強化

ことでん、琴参バス、デマンド交通システム「あいあいタクシー」、温泉送迎無料バス、通学・通園バスによる地域コミュニティ交通システムの維持・強化に努めます。

③ 土讃線電化等の要望

JR土讃線の電化やフリーゲージトレイン¹⁰化、ことでん新駅設置、国道438号・国道32号を經由する高速バスの運行などを要望していきます。

¹⁰ フリーゲージトレイン：新幹線車両をそのまま在来線に乗り入れることができるようにした軌間可変電車。

〈施策目標19〉 生活基盤の整備

美しい豊かな自然や歴史文化、農山村環境の保全を図りながら、活気のある市街地づくりとともに、快適な住民生活を支える上下水道の整備をめざします。また、子どもの遊びや住民の交流の場となるとともに、歴史文化を伝え、観光・レクリエーションの拠点となる公園・緑地・広場の充実をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 節水と水源保護の推進

節水に努めるとともに、水源の保護活動に取り組みましょう。

② 下水道による公共水域の保全

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を利用し、公共水域を保全しましょう。

③ 公園等の適切な維持・管理

地域住民や利用者が協力し、身近な公園や広場、緑地を適切に維持・管理しましょう。

④ 緑化の推進

花いっぱい運動や敷地内緑化などを進めましょう。

(2) 事業所の取り組み

① 土地の有効利用の推進

遊休農地や空き店舗・遊休施設などの有効活用を図りましょう。

② 魅力的な店づくりやイベントの推進

市街地の活性化に向けて、魅力的な店づくりやイベントなどに取り組みましょう。

③ 緑化の推進

花いっぱい運動や敷地内緑化などを進めましょう。

《主要施策》

(1) 計画的な土地利用

① 適正な土地利用の誘導

自然環境や景観、農林業と調和した、適正な土地利用の誘導を図ります。

② 地籍調査の推進

土地の境界を明確にし、位置・形・面積・地番・地目などの現状を正確に把握するため、地籍調査を引き続き推進します。

③ 住宅・業務用地の適切な土地利用の促進

若者や退職者などの定住に向け、計画的な住宅地整備を促進するとともに、活気のあるまちづくりに向けて、魅力のある町中心（タウンセンター）づくりと地区の行政サービス・交流などの拠点となる琴南・仲南の2つの地区中心（サブタウンセンター）の維持を図ります。

④ 企業誘致の推進

本町のイメージを全国的に高めながら、町内の空き工場や事業所跡地、事業適地を活用し企業誘致を進めます。

⑤ 農地の適切な維持

遊休農地の解消と土地の利用集積、農業基盤整備を図りながら、必要に応じて、農業振興地域整備計画の見直しを行います。

⑥ 森林の保全

土砂災害や水害の防止、水源かん養など、森林の多様な公益的機能を維持・増進するため、森林計画を策定し、保安林をはじめ森林の保全を推進します。

(2) 上水道の充実

① 施設の計画的な維持・更新

安全でおいしい水を安定して供給するため、古い管路の更新計画を策定し、計画的な維持・更新を進めます。

② 水源の確保と節水意識の向上

異常気象による渇水などが心配されるため、森林整備などにより、水源の保護を図るとともに、新たな水源の調査を進めます。また、節水意識の向上に努めます。

③ 災害対策の充実

水道施設の耐震性の強化や災害時の給水体制の確保など、近隣市町との連携を図りながら、災害対策の充実を図ります。

④ 水道事業の健全経営の推進

水道事業の健全経営のため、料金未納者対策の強化や事務処理の効率化などに努めます。

(3) 下水道（生活排水処理）の充実

① 公共下水道・農業集落排水の利用促進

公共水域の保全を図るため、公共下水道と農業集落排水の未接続世帯の接続の促進と、施設・管路等の適切な維持・管理を図ります。

② 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道及び集落排水の計画区域外の地域について、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(4) 公園の充実と緑化の推進

① 国や県の公園の利用促進

イベント等で連携するなど、国営讃岐まんのう公園と県満濃池森林公園、大川山キャンプ場（県営）の利用促進を図ります。

② 公園の充実

地域の身近な公園・広場の適切な維持・管理・補修等を図るとともに、スポーツやレクリエーションを楽しみリフレッシュを図る公園として、かりんの丘公園、ほたる見公園、健康ふれあいの里、ことなみ土器どきひろば、道の駅空の夢もみの木パーク、大川山キャンプ場（町営）、塩入温泉公園の機能の充実を図ります。

③ 緑化の促進

公共施設・公共用地の緑化を進めるとともに、町木・町花のPRに努めます。

〈施策目標20〉 住環境の整備

適正な宅地開発の誘導や町有地の活用、既存公営住宅の改善などを進め、若者や住宅取得層、退職者などの定住と、高齢者が安心して暮らせる住宅づくりをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 定住促進活動への協力

UJIターン¹¹者を支援するNPOなどの活動に協力するとともに、空き家や遊休地の有効活用などに協力しましょう。

② 質の高い住まいづくり

バリアフリー化や地元材の活用、耐震化、省エネルギー化など、質の高い住まいづくりに努めましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 質の高い住まいづくり

住宅地開発や住宅建築にあたっては、周囲の自然環境や景観などとの調和、バリアフリー化、地元材活用、住宅の耐震性能の向上、省エネルギー化などを進めましょう。

《主要施策》

(1) 町営住宅の適切な維持・管理

① 町営住宅の適切な維持・管理

既存の公営住宅の適切な維持・管理に努めます。

② 町営住宅の長寿命化の推進

耐震改修や老朽住宅の建て替えなど、長寿命化を進めます。

(2) 良好な住宅・宅地確保の誘導

① 空き家情報の提供

UJIターンの促進に向けて、町内の公営・民間の空き家に関する情報の収集と提供を進めます。

¹¹ 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことで、Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態をいいます。

② 民間による住宅・宅地供給

定住促進に向け、民間による住宅・宅地供給に際し、道路・上下水道などインフラ整備などを進めるとともに、UJ1ターン定住を誘導する支援制度等を検討していきます。

③ 高齢者向け住宅の整備

福祉と連携を図りながら、ケア付き高齢者住宅などの整備を誘導していきます。

④ 町分譲地への定住促進

豊かな自然に囲まれ、広い敷地を有する中山住宅団地への定住を促進するとともに新たな宅地の確保を進めます。

(3) 誰もが住みやすい住まいづくり

① 安心・安全な住まいづくりの促進

福祉や医療と密接な連携を図りながら、高齢者や障がい（児）者が生活しやすい、大規模災害に対して安全な住宅づくりに向けて、情報提供や相談窓口の設置、住宅建築関係者の研修、住宅改造の融資・助成制度の活用促進などの支援を行います。

② 地域の環境に調和した住まいづくりの促進

地元材を使用した住宅や、省エネルギーの環境共生住宅など、地域の気候風土や景観と調和した住宅の整備を促進します。

＜施策目標21＞ 生活安全対策の充実

災害や火災予防の一層の充実と、町の応急体制の強化、消防団の活性化、自主防災組織の育成など、災害や火災に強い町をめざします。また、交通事故や犯罪、消費者被害のない安全・安心の町をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 家庭での防災対策の推進

各家庭では、緊急時の連絡・避難体制の確認、食料や水、生活必需品の常備、家具の固定などに努めましょう。

② 地域防災活動の推進

消防団や自主防災組織、防災ボランティアに参加し、連絡網の整備や安否確認、初期消火と救助、避難の体制づくりを行いましょ

③ 消防・救命活動への協力

消火訓練や救命講習会などに参加し、初期消火や応急処置を行えるようにしましょ

④ 交通安全の推進

常に交通安全に努めるとともに、交通安全教室などに積極的に参加しましょ

⑤ 地域防犯活動の推進

学習会などを通して防犯知識や身を守る技術を身につけるとともに、児童の登下校に合わせたスクールガードを行いましょ

(2) 事業者の取り組み

① 地域防災活動の推進

施設の耐震化・不燃化など防災・防火対策を充実するとともに、自主防災組織を結成し、町と防災協定を結び、地域の自主防災活動に協力しましょ

② 交通安全の推進

飲酒運転や過積載運行の防止、車両整備の徹底などを図りましょ

③ 地域防犯活動の推進

地域の防犯活動に協力しましょ

《主要施策》

(1) 防災体制の強化

① 総合的な地域防災体制の確立

東日本大震災の教訓を受けて、東南海・南海地震をはじめ水害、竜巻など様々な被害を想定をして地域防災計画を改定し、減災の視点を重視しながら、町、防災関係機関、自主防災組織、企業の連携を強化し、総合的な地域防災体制の確立を図ります。

② 自主防災活動の促進

各自治会や職場で自主防災組織を整備し、初期消火や災害時要援護者の安否確認、救助・避難、被害把握・通報などの住民主体の訓練を行い、地域防災体制の確立を図ります。

③ 災害予防事業の推進

災害時の孤立防止のための道路や避難場所の整備を図るとともに、河川、ため池の改修、治山・砂防など災害予防事業を進めます。

特に、「深層崩壊」と呼ばれる大規模土砂災害が全国的に多発していることから、国・県と連携しながら、その対策を進めます。

④ 情報収集・伝達体制の強化

初動期の連絡・通報体制の強化に向け、衛星携帯電話の活用など、災害情報の収集と伝達体制の充実強化などを図ります。

⑤ 避難・応援受援体制の強化

災害資機材や備蓄の充実を図るとともに、大規模な災害に備えて、周辺市町や遠隔地の市町村などとの応援受援体制の充実を図ります。

(2) 消防体制の充実

① 防火意識の啓発

イベントや研修会、消防訓練、防火対象物・危険物施設への防火査察などを通して、住民や事業所の防火意識を高めるとともに、自衛消防団（満濃地区）の育成などを図ります。

② 消防力の強化

消防資機材や消防車両、消防屯所の計画的な整備・更新と消防水利の確保困難地域への防火水槽・消火栓の新設を進めるとともに、職員・団員の資質の向上と消防団員確保に努めます。

③ 救急体制の充実

救急高度資器材の整備と救急救命士の充実を図り、自動体外式除細動器（AED）を取り入れた救命救急講習など、住民の意識の向上と技術向上を図ります。

(3) 交通安全対策の充実

① 交通安全教育等の推進

保育所、幼稚園、学校、自治会、老人クラブ、職場などを通じて、実践的な交通安全教育やイベントを推進します。

② 交通安全指導の推進

町広報紙や広報車などを活用した交通安全指導とともに、交通指導員の協力を得て、効果的な指導に努めます。

③ 交通安全施設の整備

交通事故分析と住民の要望に基づき、横断歩道、信号機、道路標識、道路標示、道路照明灯、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を図ります。

(4) 防犯体制の充実

① 地域防犯体制の強化

家庭・学校・地域・町・警察などの相互協力により、地域ぐるみの防犯体制の強化と広報の充実などを図ります。

② 子どもの安全の確保

子どもの犯罪被害を防ぐため、「自らの安全は自ら守る」意識の高揚や知識・技術の習得を促進するとともに、住民による児童の登下校のスクールガードを行います。

③ 青少年の犯罪や非行の防止

学校や民間団体、地域と連携し、青少年の犯罪や非行の防止に努めます。

④ 防犯灯の整備

夜間等の犯罪防止のため、防犯灯の整備を進めます。

(5) 消費者対策の充実

① 消費者被害の啓発

広報やパンフレット、学校教育や社会教育などの機会を利用し、商品の安全性や様々な消費者トラブル、健康や環境に与える影響などについて、具体的な

被害事例や予防策などの情報提供に努めます。

② 消費者保護の推進

県と連携し、苦情相談体制を充実し、消費者被害の回復を支援します。

③ 消費者活動の促進

食品の安全性やリサイクル活動など、消費者の自主的な活動を促進します。

(6) 国民保護の推進

① 国民保護の推進

国民保護計画に基づき、武力攻撃等の有事を想定した訓練・教育を実施します。有事の際には、災害対策本部を中心に、警報の伝達、避難・救援の指示・実施、武力攻撃災害への応急措置、住民生活の安定と応急復旧などを実施します。

〈施策目標22〉 情報・通信基盤の整備と活用

インターネットを利用した情報発信や産業の活性化、住民活動の活発化などを促進するとともに、行政情報化を推進し、住民サービスの向上と行政事務の効率化をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 生活への情報技術の活用

インターネットなど、情報通信技術を生活に活かしましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 業務での情報通信技術の活用

情報管理システムの導入や、インターネットでの情報発信や販売、受発注など、情報通信技術の活用を図りましょう。

《主要施策》

(1) 地域情報化の推進

① 光ファイバー網等の適切な運用・維持管理

光ファイバー網をはじめとする高度な情報通信基盤の適切な運用・維持管理に努めます。

② 光ケーブルの活用

行政告知放送やケーブルテレビを活用し、自主放送による行政情報やまちづくり活動の情報提供の充実に努めます。

③ 情報教育の推進

学校教育や生涯学習の場で、パソコンの操作から、情報通信技術の高度活用、さらには情報セキュリティ対策まで、様々な情報教育を推進します。

④ 産業情報化の促進

商工会等と連携しながら、町内商工業者のインターネットの活用など、産業面での地域情報化を支援していきます。

(2) 行政情報化の推進

① 情報通信システム等の活用

行政事務の効率化を図るために、各種情報通信システム・ネットワークの導入と適切な運用・維持管理に努めます。また、自治体クラウドなど、様々な新

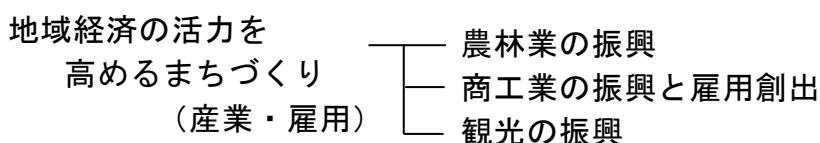
技術の活用を研究していきます。

② 情報の安全な活用

情報セキュリティ対策を強化するとともに、大規模災害時に備えたデータ管理の徹底を図ります。

〔基本目標3〕 活力創造と改革のまち

政策目標6 地域経済の活力を高めるまちづくり (産業・雇用)



〈施策目標23〉 農林業の振興

意欲のある担い手や農業生産法人、集落営農組織の育成と農地利用の集積を図り、高付加価値の安心・安全な農産物の生産と、魅力的な「まんのうブランド」の特産品の開発、消費者と提携した地産地消やグリーンツーリズムなどの取り組みをめざします。また、災害の防止や水源のかん養、林業体験など森林の公益的機能の維持増進とともに、県産材の家づくりなどをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 食育・地産地消の推進

家庭や地域で食育を進め、家庭菜園や市民農園、農産物直売所などを通して、土に親しみ、生産者と交流し、健康で豊かな食生活を実現しましょう。

② 豊かな森づくりへの協力

地域で協力し、子どもたちの農林業体験機会の充実を図るとともに、森林ボランティアによる森づくりに参加しましょう。

(2) 農林業者の取り組み

① 地域農業の維持・振興

後継者の確保・育成とともに、集落営農組織を立ち上げ、地域農業の維持・振興を図りましょう。また、女性や高齢者、定年退職者などが農業に従事できる仕組みをつくりましょう。

② 加工・販売による六次産業化の推進

新鮮で、安全・安心な「まんのうブランド」の農畜産物や加工品の開発を進めるとともに、消費者への情報発信と販路拡大を図りましょう。

③ 農村景観・環境の保全

ひまわり栽培など、遊休農地の有効活用を図り、農村景観・環境を保全しましょう。

④ 有害鳥獣防止対策の推進

有害鳥獣防止対策を地域をあげて取り組んでいきましょう。

⑤ 豊かな森づくりの推進

森林の公益的機能の維持増進とともに、林業体験などを通して、森林文化の継承を図りましょう。

《主要施策》

(1) 意欲的な担い手の育成

① 担い手の育成

「まんのう地域農業再生協議会」を中心に、意欲的な後継者や新規就農者、農業生産法人の育成を図るとともに、集落営農組織の設立に取り組み、地域ぐるみで生産体制の維持を図ります。

② 女性や高齢者が営農できる環境づくり

女性や高齢者、定年退職者などが農業に従事できるよう、農作業の受委託体制の整備、軽量・高付加価値の新作物の導入、地産地消などを促進します。

③ 食育の推進

食育や農業体験機会の充実を図り、子どもの頃から食や農業に対する関心を高め、誇り意識の熟成を図ります。

(2) 生産基盤の整備と農村環境の保全

① 安定した水資源の確保

異常気象による水不足に対応するため、ため池の改修工事を推進し、新たに利水対策として井戸の掘削及び新規多目的ダム構想を検討することにより、安定した水資源の確保対策を行います。

② 農業基盤の整備と農地の有効活用

食料自給率の向上に向け、意欲的な担い手への農地の利用集積と遊休農地の

有効活用を促進するとともに、農業基盤の整備を支援します。

③ 農地の多様な機能の発揮

国土保全・自然環境保全などの公共的な役割を果たす農地の保全を図るとともに、安全で快適な、美しい農村づくりを促進します。

また、ひまわりの取り組み、バイオマスエネルギー利用の研究など、遊休農地の有効活用を促進します。

④ 有害鳥獣防止対策の推進

有害鳥獣被害を防止するために、野生獣に強い集落・田畑づくりを促進するとともに、狩猟免許取得費や箱わな購入費の助成などを通じて、有害鳥獣の捕獲を支援していきます。

(3) まんのうブランドの育成

① 高付加価値農畜産物の生産・販売の促進

「さぬきうどんのまちづくり」と連携し、「さぬきの夢2009」の小麦の作付拡大など、高付加価値の農畜産物の開発・生産と情報発信・販売を促進します。

② 安心して安全な農産物の生産の促進

消費者の健康志向に対応し、土づくりを基本に、農薬の低減技術の開発・普及など、安心して安全な農産物の生産を促進します。

③ 野菜・果物の地産地消の促進

市民のメタボリックシンドローム予防・改善の取り組みと連携し、「1日350g」野菜の摂取など食育の推進を図りながら、健康効果の高い野菜や果物の生産と地産地消の取り組みを促進します。

④ 「まんのうブランド」の加工品の開発

商工業や観光と連携し、道の駅を拠点とし、かりんやいちじく、野菜などの特産品を活かし、「まんのうブランド」の健康食品や観光土産品などの研究・開発と情報発信、販売体制の整備を促進します。

⑤ 消費者との交流の促進

グリーンツーリズムや地産地消の取り組みにより、消費者との交流を深め、高付加価値の魅力的な農業の振興を図ります。

(4) 森林環境の整備と林業振興

① 森林計画の策定・推進

国・県の計画、指針に基づき、町の新たな森林計画を策定し、造林、下刈り、間伐など、計画的な保育と、生産・加工を促進していきます。

② 森林施業の推進

担い手の育成、施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の活用などを進め、間伐など適切な森林施業の推進を図ります。

③ 木材・木製品の活用促進

県や森林組合、建築家、工務店などと連携し、県産材の家づくりなど木材の利用を促進します。

④ 森林の多様な機能の発揮

筍、きのこなど林産物の生産や、竹炭など竹材の活用、バイオマスエネルギーの利用を促進するとともに、林業体験や登山やハイキングなど森林レクリエーション機会の充実を図ります。

＜施策目標24＞ 商工業の振興と雇用創出

地域産業の活性化と雇用創造に向けて、既存企業の経営革新や起業化、企業誘致の重点的な推進とともに、観光客が立ち寄りたくなる魅力のある商業の振興と住民生活を支える身近な店の確保をめざします。

また、関係機関と連携し、就職・転職希望者の安定的な就業と健康や子育て支援体制など勤労者福祉の充実をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 職業知識・能力の向上

安定的な雇用に向けて、職業知識・能力の向上を図る各種講座などへ参加しましょう。

② 地元商業の活性化への協力

地元商店での購買に努めるとともに、イベントなどを通じて、地元商業の活性化を進めましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 「まんのうブランド」の開発

研究会や異業種交流などを進め、魅力ある「まんのうブランド」の新商品・料理・サービスの開発・生産・販売などを進めましょう。

② 消費者ニーズに沿った店づくり

消費者ニーズを研究し、魅力的な店舗づくりを進め、売上向上につなげましょう。

《主要施策》

(1) 経営革新・起業の支援

① 経営革新の支援

国・県や商工会などと連携し、既存の企業の新商品開発や新規事業の立ち上げ、販路の拡大などの経営革新を支援します。

② 新企業づくりの支援

国・県や商工会などと連携し、技術・知識・ネットワークを生かした新企業づくりを支援します。

③ 「まんのうブランド」の開発の促進

国・県や大学・公的試験機関、異業種企業などとの連携を図り、かりんやい

ちじく、ひまわりなどを活かした「まんのうブランド」の特産加工品の開発を促進します。

(2) 企業誘致の推進

① 「まんのう」情報の発信

全国へ「まんのう町」と「まんのう町ブランド」の情報発信を行い、優良企業の誘致を図ります。

② 町の遊休施設のPR

企業立地促進協議会や企業誘致推進協議会を通じて町の遊休施設のPRに努め、企業誘致を進めます。

③ 積極的な営業活動の推進

空き工場や事業所跡地など事業適地の把握に努め、積極的な営業活動を行い、企業誘致を進めます。

(3) 地域の農業や観光と連携した商業振興

① 地産地消の推進

地域の新鮮な農産物などを地域で消費する地産地消を推進します。

② 「まんのうブランド店」づくりの促進

讃岐うどんやかりん、いちじく、ひまわりなどの特産品を活かした「まんのうブランド」の商品・料理・サービスを提供する魅力のある「まんのうブランド店」づくりを促進します。

③ ホームページの活用促進

ホームページを活用し、「まんのうブランド」商品のPRとインターネット販売を促進します。

④ 住民生活に密着した店づくりの促進

商工会の顧客サービス・経営改善指導、融資、人材育成などを充実するとともに、子どもや高齢者・障がい者が利用しやすい店づくりやサービスなど、住民生活に密着した店づくりを促進します。

⑤ 商品券の利用促進

現在町が発行している商品券の利用できる店を拡大し、利便性の向上を図ります。

(4) 雇用創出と勤労者福祉の充実

① 雇用機会の充実促進

既存産業の経営革新、企業誘致、起業の支援などにより、雇用機会の充実を図るとともに、ハローワーク・関係機関などと連携し、就業を支援します。

② 職業能力の向上支援

関係機関と連携し、就業や転職に必要な職業知識や能力・技能の習得機会の充実を図ります。

③ 各種福利厚生制度の利用促進

商工会と連携を図りながら、国・県の各種福利厚生制度の利用促進に努めます。

〈施策目標25〉 観光の振興

将来の交流・滞在人口の増加につながる施策として観光振興を位置づけ、観光客を「おせたいのこころ」で暖かくもてなすとともに、国営讃岐まんのう公園や金刀比羅宮など、町内及び近郊の既存観光地との連携や住民プロデュースによるまちあるきコースの選定などをインターネットで情報提供し、案内板・標識などの充実をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 観光イベント等への協力

観光イベント等に積極的に参加しましょう。

② 美しいまちづくりの推進

地域ぐるみで、美しい、魅力のある看板や家並みなどの景観形成に努めるとともに、散乱ごみのない美しいまちづくりに取り組みましょう。

③ インターネットによる情報発信

インターネットなどを使って、好みの店や場所の紹介などを行い、観光客にお勧めの評価情報を提供しましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 心のこもったサービスの提供

観光関係者は接客研修を受け、心のこもったサービスの提供に努め、再び訪れたいくなるまちづくりをしましょう。

② 「まんのうブランド」の料理・土産品の開発

農林業と商工業が連携し、観光客が食事や買物、体験に立ち寄りたくなる「まんのうブランド」の魅力のある料理や土産品の開発を進めましょう。

《主要施策》

(1) 観光メニューの豊富化

① 町の特色をいかした観光の推進

満濃池やさぬきうどん店、国営讃岐まんのう公園など、本町の特色をいかした観光を推進するとともに、町民が中心となったイベントや魅力的な店の情報発信、インターネットでの販売などを行います。

② うどんのPR

生活研究グループやかりん亭、道の駅、各うどん店などと連携し、あらため

てうどんのおいしさを全国にPRします。

③ 「まんのうブランド」の特産品の開発・販売・PR

「まんのうブランド」の特産品の開発・販売・PRに向け、商業者と農業者の連携を強化し、生活研究グループによる特産品開発をバックアップしたり、買い物の魅力を高めます。

④ 「食」をテーマとした祭りの展開

現在の各種イベント・祭りの内容を再検討し、住民参加型の「食」をテーマとした個性的な祭りをちりばめ、収益活動を行い、地区の活性化につなげます。

⑤ グリーンツーリズムの振興

農業者や商業者が国営讃岐まんのう公園など各観光施設と連携し、ボランティアガイドやインストラクターを育成するとともに、自然体験観光や農林業体験観光などを盛り込んだ農家民宿、遊休施設活用型宿泊施設などを検討し、農山村交流の拡充を図ります。

⑥ 文化資源の観光での活用

満濃池、金毘羅街道、太鼓台、玉虫型飛行器、借耕牛の峠道など、文化資源の観光での活用を図ります。

(2) 観光推進体制の充実

① 人材の育成

観光関係者の接客研修を促進するとともに、インストラクターやボランティアガイドの育成を図ります。

② インターネットを活用した情報提供

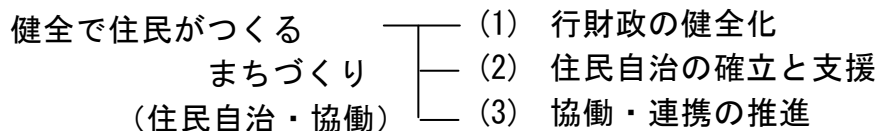
観光客の視点に立ち、インターネットを活用した観光情報の提供の充実などを図ります。

③ マスコミの活用

個性的なイベントや料理、特産品、体験メニューの開発などを通して、マスコミを通じた報道の拡大を図るとともに、映画・テレビロケなどの誘致を図ります。

政策目標7 健全で住民がつくるまちづくり

(住民自治・協働)



<施策目標26> 行財政の健全化

「地域のことは地域で決める」という地方自治の原則に基づき、自主財源確保に向けた戦略的な行政経営や事務・事業の効率化、職員体制や施設のスリム化、広域連携の強化などを進め、健全な行財政運営をめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 共助・公助への参画

NPO法人¹²や自治会などを指定管理者とする公共施設の管理・運営、住民参加型サービスなど、行政との協働により、きめ細かな質の高いサービスや地域で安心して暮らせる体制の実現を図りましょう。

② 行政施策の改善の提案

行政の事務事業の達成状況や成果について外部から評価を行い、事業方法やサービス内容の改善などを提案しましょう。

③ 町の活性化への参画

自主財源の確保に向けて、地域産業の振興と企業誘致、若者や退職者などの定住、若者の交流・交際・結婚の応援に取り組みましょう。

④ 広域的な住民活動の推進

ボランティア活動やイベント、NPO事業など、町を越えた住民活動の連携を図りましょう。

(2) 事業者の取り組み

¹² NPO：「Nonprofit Organization」（非営利組織）の略で、社会的な使命を達成するための民間の非営利団体。

① 町の活性化への参画

新商品開発や新規事業の立ち上げ、関連企業の誘致、農産物の高付加価値化など、産業の活性化と若者定住による自主財源確保に協力しましょう。

② 観光などでの広域連携の推進

広域観光ネットワークや都市・農村交流など、広域的な連携を図りましょう。

《主要施策》

(1) 効果的・効率的な行政運営

① 地方分権型行政の推進

国・県からの更なる事務・権限の移譲に対応するため、必要な部門への職員の重点配置など、行政組織の随時見直しを進めます。

② 職員の能力開発の推進

職員の政策立案能力や問題解決能力、住民との協働能力などを高めるため、職員研修の充実と人事評価の推進に努めます。

③ 行政評価の推進

効果的な行政運営を行うため、行政評価を推進し、事務事業の改善を図っていきます。

④ 公共施設の効果的・効率的な管理運営

公共施設の計画的な大規模修繕や統廃合、遊休施設の有効活用、指定管理者制度の導入など、公共施設の効果的・効率的な管理運営を推進します。

⑤ 行政改革大綱の策定・推進

第2期地方分権改革による事務・権限の移譲に対応した新たな行政改革大綱を策定し、人員の適正配置、事務事業の効果的配分、公共施設の効果的・効率的な管理運営などを推進します。

(2) 財政の健全化

① 計画的な財政運営の推進

中長期的な視点から財政計画を策定し、計画的な財政運営を推進します。

② 財源の確保

地域産業の振興や定住促進の取り組みを重点的に進め、歳入の確保に努めます。

また、税の徴収率の向上を図るため、口座振替納税の促進など、徴収体制の強化を図るとともに、「ふるさと納税」等をPRしていきます。

③ 経費の削減と財源の効果的な配分

適正な定員管理や、必要性・緊急度を重視した事務事業の見直しなどにより、経常的経費のより一層の削減と財源の重点的・効果的な配分を行います。

(3) 広域行政の推進

① 「定住自立圏共生ビジョン」の推進

「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、広域交通網の整備や情報化の推進、広域観光ネットワークの形成など、広域的な取り組みを推進します。また、新たに広域連携が必要な事務事業の調査・検討を行います。

② 中讃広域行政事務組合による共同事務の強化

丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町の2市3町で構成する中讃広域行政事務組合のごみ・し尿処理、介護認定審査、滞納整理などの事務の強化を図ります。

〈施策目標27〉 住民自治の確立と支援

地域で住民同士が助け合うとともに、住民のボランティア活動やまちづくり活動の活発な、元気な住民自治のまちをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 地域活動への参加

自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会などの地域活動に積極的に参加しましょう。

② NPO活動への参加

福祉や防災など、様々な社会的なテーマの課題解決をめざすNPO活動などに積極的に参加しましょう。

(2) 事業者の取り組み

① 地域活動への協力

地域の一員として、事業者のノウハウを活用し、子どもの体験や環境美化、地域防災活動などに参加しましょう。

《主要施策》

(1) コミュニティ活動の活性化

① コミュニティ活動の促進

自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会などの地域組織の一層の活性化を図るとともに、地域福祉活動や自主防災活動、環境保全・清掃活動、子どもや若者の応援など、地域の課題を解決するための体制整備を促進します。

② 自治会の適正規模の確保

高齢化の進む中で自治会活動が維持できるよう、自治会間の連携を促進するなど、適正規模の確保を促進します。

③ 地域収益活動の促進

コミュニティの活性化に向けて、特産品の開発やイベントでの販売、財産区¹³の山林を活用した地域おこしなど、地域収益活動を促進します。

④ 若い世代や転入者の参加の促進

若い世代の活動参加や、転入者などの自治会加入について促進が図られるよ

¹³ 合併前の旧町の地区で所有している山林や公共施設など。

う、連合自治会と連携し、運営方法・活動内容の改善を働きかけていきます。

⑤ コミュニティ活動を担う人材の育成

各種コミュニティ活動を担う人材の育成を支援するため、優れた取り組みの紹介や学習機会、相互交流機会の充実に努めます。

⑥ 拠点施設の整備促進

各地区の集会場の新築や改築の補助を行うなど、拠点施設の整備を促進します。また、学校など公共施設の積極的な地域開放を進めるなど、住民とともに活動拠点の確保を図ります。

⑦ 限界集落対策の推進

限界集落対策として、NPOなどと連携し空き家への定住促進やコミュニティ再編などを支援します。

(2) NPO等の育成

① NPO等の活動の支援

住民の多様なNPO活動の活性化を図るため、情報提供や体験機会の充実、問題解決やスキルアップのための学習・交流機会の充実、法人化の支援などを図ります。

② 活動拠点の整備促進

遊休施設の活用など、NPOの活動拠点の整備を促進します。

〈施策目標28〉 協働・連携の推進

住民との情報共有や住民参画機会の充実を図るなど、住民と行政、議会が連携・協働するまちづくりをめざします。

《住民の役割》

(1) 住民の取り組み

① 町政への参画

公募委員への応募、懇談会への参加など、町政に積極的に参画しましょう。

② 住民主体の取り組みの推進

様々な分野のまちづくり活動やイベントなど、住民主体の取り組みを積極的に進めましょう。

(2) 事業者の取り組み

① まちづくりへの参画

産業振興や福祉など、専門的な立場からまちづくりに積極的に参画しましょう。

《主要施策》

(1) 情報の共有化の推進

① 多様な広報の推進

「広報まんのう」や行政放送・議会放送、町ホームページ、ケーブルテレビの自主番組の充実を図ります。

特に、住民の関心の深い生活に役立つ情報や、文化活動や地域活動、まちづくり活動や産業振興などに関する情報を積極的に提供するとともに、財政情報をわかりやすく提供します。

② 広聴の充実

相談業務の充実や目的に応じた懇談会の実施、アンケート調査、パブリックコメントなどによる住民意向の把握など、住民の声が行政に的確に反映されるよう広聴活動の充実に努めます。

③ 情報公開の推進

情報公開制度の円滑な運用を図るとともに、町議会、各種委員会、審議会などの内容をできる限り公開します。

(2) 住民参画機会の充実

① 計画づくり等への住民参画の拡充

まちづくりワークショップの開催など、各種計画づくりや政策方針決定への住民の参画機会の拡充を図ります。

② 自治のしくみの検討

住民と行政が協働でまちづくりを進めていくために、住民参画の下で、少子高齢化など今日の時代状況にあった自治のしくみを検討していきます。

第3編 数值目標

第1章 数値目標設定の前提

本計画では、施策の推進や目標の達成の目安として、数値目標を設定します。数値目標の設定になじまない分野もありますが、わかりやすく、評価しやすい計画にするために、可能な限り多くの数値目標を設定することに努めます。

第2章 数値目標

政策目標1 自然が輝くまちづくり（生活・自然環境）

項目	単位	19年度 実績	23年度 実績	29年度 目標
1日一人あたりのごみの排出量	g	429	391	380
ごみのリサイクル率	%	28.8	28.1	30
環境ボランティア登録者数	人	-	80	100
町内一斉清掃参加者数	人	9,000	-	10,000

政策目標2 心豊かな人材を育てるまちづくり（教育・学習）

項目	単位	19年度 実績	23年度 実績	29年度 目標
小学校耐震化率	%	52.4	80	100
中学校耐震化率	%	0	33.3	100
子供会への参加率	%	31	31	35
公民館講座数	講座	45	55	60
生涯学習活動への参加率	%	17.1	34	35
生涯学習クラブ・サークル数	グループ	113	112	115
少年スポーツクラブの種目数	種目	5	3	6
スポーツ活動への参加率	%	8.2	8.7	12
体育協会の種目数	種目	13	10	13
スポーツ施設延利用者数	人/年	54,000	79,838	120,000

政策目標3 すべての人が輝くまちづくり（交流・文化）

項目	単位	19年度 実績	23年度 実績	29年度 目標
人権・同和教育の講座への参加者数	人	140	80	140
仲多度郡人権講演会への参加者数	人	150	60	250
部落解放講演会への参加者数	人	90	80	120
人権に関する職員研修への参加者数	人	160	218	218
審議会などへの女性委員登用率	%	27.7	27.3	35
委員会などにおける女性比率	%	4.9	7.3	20
町管理職の女性比率	%	0	12	15
民間の交流団体数	団体	3	4	5
通訳ボランティア数	人	15	18	30
ホームステイ受け入れ登録数	件	3	10	20
歴史・文化活動参加率	%	2.5	3.5	6
芸術・文化団体数	団体	102	104	102
歴史・文化ボランティアガイド数	人	0	0	10

政策目標4 誰もが安心して暮せるまちづくり（健康・福祉）

項目	単位	19年度 実績	23年度 実績	29年度 目標
朝食を欠食する児童・生徒の割合	%	16.4	16.3	5.0
特定健康診査受診率	%	61.9	50.1	65
胃がん検診受診率	%	28.8	31.5	50
肺がん検診受診率	%	75.9	77.3	80
子宮がん検診受診率	%	32.2	35.2	50
乳がん検診受診率	%	38	40.6	50
大腸がん検診受診率	%	33.7	40.5	50
運動不足の住民の割合	%	54.9	54.8	40
地域福祉推進体制が構築された地区数	地区	5	7	7
ふれあいサロンの実施地区数	地区	10	10	10
福祉ボランティア登録団体数	団体	7	11	15
福祉ボランティア登録者数	人	703	725	800
子育て支援センター利用者数	人	1,260	2,290	5,000

項目	単位	19年度 実績	23年度 実績	29年度 目標
子育てサークル数	グループ	6	6	8
自立高齢者率	%	80.8	80.3	82
施設入所者の地域移行者数	人	-	2	3
一般就労移行者数	人	1	2	3
介護度改善者率	%	8.8	32.5	35
介護保険料納付率	%	99	99.2	100
国民健康保険税徴収率	%	94	92.8	100

政策目標5 誰もが安全・快適に住めるまちづくり（生活基盤）

項目	単位	19年度 実績	23年度 実績	29年度 目標
町道の舗装率	%	89.7	90.79	91
町道の改良率	%	44.5	44.7	50
水道普及率	%	96.9	96.3	98
水道の有収率	%	87.1	84.7	95
生活排水処理世帯比率	%	36	42	57
合併処理浄化槽設置数	基	1,753	2,263	3,000
公営住宅整備戸数	戸	62	62	60
若者定住促進住宅整備戸数	戸	16	16	16
宅地整備数(中山団地販売残数)	区画	27	24	0
自主防災組織結成率(構成組織見直し)	%	73.6	73.6	50
防災訓練参加世帯数	世帯	1,500	1,140	3,000
防火水槽数	基	43	49	61
交通死亡事故件数	件	4	5	0
町ホームページ・アクセス件数	万件/年	13	16	20
町ホームページ利用者割合	%	6.8	11	25

政策目標6 地域経済の活力を高めるまちづくり（産業・雇用）

項目	単位	19年度 実績	23年度 実績	29年度 目標
認定農業者数	人	70	65	70
家族経営協定締結戸数	戸	11	14	15
農業生産法人数	法人	5	5	7
集落営農組織率数	組織	7	7	10
グリーンツーリズム推進農家数	戸	2	2	5
ブランド農産物・加工品の開発数	件/年	2	2	5
企業誘致数	件/5年	0	0	1
企業支援数	件/5年	0	0	5
まんのうブランド商品の開発支援数	件/5年	0	0	5
商品券の販売額	千円/年	-	110,000	120,000
HP「観光・イベント情報」へのアクセス数	件/日	96	100	125
主要新聞地方版での掲載回数	回/年	3	2	5
テレビでの放送回数	回/年	2	2	5
観光インストラクター数	人	76	70	70
観光ボランティア数	人	120	60	60
主要施設の観光客数	万人/年	133	125	140

政策目標7 健全で住民がつくるまちづくり（住民自治・協働）

項目	単位	19年度 実績	23年度 実績	29年度 目標
町民税額	億円	6.2	7.5	7.9
町税現年度徴収率	%	97.4	98.2	98.4
経常収支比率	%	85.5	76.4	79.5
職員定数	人	260	228	210
基金残高(財政調整基金額)	百万円	1,500	3,794	4,726
基金残高(減債基金額)	百万円	250	226	227
実質公債費比率	%	15.8	9.1	10.5
自治体活動への参加率	%	48.1	50.6	52
各種ボランティア活動参加率	%	20.6	12.2	21
ボランティア体験講座・研修会開催数	回/年	15	9	20
NPO法人数	団体	3	9	12
委員会などの審議内容の公開率	%	0	0	30
公募委員の割合(平均)	%	18	6	20

資料編

まんのう町総合計画後期基本計画策定経過

①住民アンケートの実施

時 期 平成24年7月3日～7月19日
 調査方法 無作為抽出・郵送による配布及び回収
 対 象 者 1,500人
 回 答 率 44.8% (回答票数 672票)

②まちづくり委員会の開催

委員数 36名(公募 1名 団体推薦 20名 役場職員 15名)
 サポート職員 18名
 開催状況

開催日	内 容
8月9日	委嘱式及びワークショップ「みんなで語ろうまんのう町の未来」3部会6班に分かれて協議
8月31日	ワークショップ3部会6班に分かれて協議
9月21日	ワークショップ3部会及び全大会
10月24日	提言書提出

③策定委員会の開催

委員数 17名
 開催状況

開催日	内 容
6月1日	計画策定の趣旨・方針説明
9月20日 9月21日	各課ヒヤリング
10月1日	住民アンケート調査集計結果及びまちづくり委員会開催状況報告
12月3日	後期基本計画(案)協議
2月15日	後期基本計画(案)協議

④審議会の開催

委員数 15人
 開催状況

開催日	内 容
12月4日	委嘱式及び審議
12月19日	審議
1月23日	審議
1月30日	審議
2月12日	審議
2月18日	答申

⑤「まんのう

総合計画後期基本計画(案)にパブリックコメント募集

募集時期 平成24年12月26日～平成25年1月25日
 意見件数 0件

⑥まんのう町議会における後期基本計画の議決

議 決 日 平成25年3月21日

町

まんのう町総合計画後期基本計画(案)について(諮問)

24ま企発第 53号
平成24年12月4日

まんのう町総合計画審議会長 様

まんのう町長 栗田 隆 義

まんのう町総合計画後期基本計画(案)について(諮問)

まんのう町総合計画審議会条例(平成18年条例第31号)第2条の規定に基づき、このことについて貴審議会の意見を求めます。

まんのう町総合計画後期基本計画について(答申)

平成25年2月18日

まんのう町長 栗田 隆義 殿

まんのう町総合計画審議会
会長 高木 泰造

まんのう町総合計画後期基本計画(案)について (答申)

平成24年12月4日付け24ま企発第53号で諮問のありました「まんのう町総合計画後期基本計画(案)」について、本審議会で慎重に審議した結果、内容は適切であると認め、下記の意見を付して答申します。

記

総括的事項について

- 1 28の施策目標のそれぞれで「住民の役割」を位置づけた本計画は、住民と行政が協働でまちづくりを推進していく指針となる重要な計画である。本計画を着実に推進するため、より一層の推進体制を整えるとともに、主要施策に沿った実施計画を策定し、毎年、その進捗を評価・検証して適切に進行管理を図られたい。
- 2 住民と行政が協働で本計画を着実に実行していくため、本計画の内容を住民にわかりやすく伝えられたい。
また、若者や女性の意見を積極的に採り入れ、誰もが住みよい・住み続けたいと思えるまちづくりを進められたい。
- 3 東日本大震災を教訓に、東南海・南海地震対策をはじめ、あらゆる災害に対して、安全・安心、命を守るまちづくりに取り組まれたい。
- 4 後期基本計画を策定するにあたり、新たに「人・絆づくり」をテーマとするシンボルプロジェクトを追加し、協働のまちづくりを進められたい。

個別事項について

政策目標1 自然が輝くまちづくり

山があって川があることは、当たり前のことではない。私たちは、普段、気づかぬところで自然から多大な恩恵を受けている。自然の多面的な役割を再評価し、自然と共生するまちづくりを進められたい。

政策目標 2 心豊かな人材を育てるまちづくり

子どもたちの教育には、保育所、幼稚園、学校と家庭、地域の連携が重要である。個人主義が広がる中で、家庭教育の役割を再認識し、他人を思いやり、人の命を大切にする教育をまちぐるみで推進されたい。

また、新たに整備される町立図書館・体育館を活用し、生涯学習、生涯スポーツを強化されたい。

政策目標 3 すべての人が輝くまちづくり

すべての人が輝くまちづくりに向けて、人権尊重社会の実現をめざした施策を推進されたい。特に、男女共同参画は、施策のあらゆる分野で、男性と女性がともに進めるという視点に留意されるとともに、政策決定の場への女性の参画を促進されたい。

政策目標 4 誰もが安心して暮せるまちづくり

住民の健康づくり意識を高めるため、より一層の啓発を図られたい。

子育て環境が充実すれば、若者定住につながる。「まんのう町は子育てにやさしいまちだ」と言われるよう、サービスの充実を図られたい。

高齢者への施策は、社会参加を拡大し、健康寿命の延伸を図るサービスの一層の充実を図られたい。

政策目標 5 誰もが安全・快適に住めるまちづくり

鉄道、バス、デマンド交通システムなど、公共交通機関をより利用しやすいものとするため、関係機関とともに努力されたい。

災害は防ぐことはできないが、減災対策を講じることで被害を最小限に抑えることができるため、耐震性の向上などハード面、防災訓練などソフト面の両面から、取り組みを強化されたい。

政策目標 6 地域経済の活力を高めるまちづくり

「うどん県」というブランドネーミング戦略が成功する中、「まんのうブランド」への住民の期待も高まっている。地域にある資源をうまく活用し、農林業・商工業・観光が連携した「まんのうブランド」戦略に町をあげて取り組まれたい。

政策目標 7 健全で住民がつくるまちづくり

住民と行政の協働のまちづくりを進める上で、自治会などコミュニティの役割は非常に重要である。自主防災活動、環境保全活動など、コミュニティでの多様な活動を発展させるため、引き続き協力・支援されたい。

また、福祉のみならず、環境、防災など、様々なボランティアを、協働を支える担い手として育成・支援されたい。

まんのう町総合計画後期基本計画審議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	まんのう町教育委員会	教育委員長	齊藤 賢一	教育委員会の委員
2	まんのう町農業委員会	会長	曾我部 宗男	農業委員会の委員
3	まんのう町商工会	会長	平田 正敷	公共的団体の役員又は職員
4	まんのう町内森林組合 代表	香川西部森林組合 組合長	三角 正博	公共的団体の役員又は職員
5	まんのう町内土地改良区 代表	仲南町土地改良区 理事長	千葉 宗和	公共的団体の役員又は職員
6	まんのう町連合自治会	満濃地区会長	中井 利夫	公共的団体の役員又は職員
7	まんのう町連合自治会	仲南地区会長	山下 美博	公共的団体の役員又は職員
8	まんのう町連合自治会	琴南地区会長	中浦 雅夫	公共的団体の役員又は職員
9	まんのう町社会福祉協議会	事務局長	宮地 隆	公共的団体の役員又は職員
10	まんのう町体育協会	会長	大西 秀司	公共的団体の役員又は職員
11	四国総合ビジネス専門学校	校長	高木 泰造	学識経験者
12	まんのう町老人クラブ連合会	会長	和田 昭三	学識経験者
13	まんのう町婦人連絡協議会	会長	白川 アヤ子	学識経験者
14	まんのう町青年会	会長	石田 佑哉	学識経験者
15	まんのう町PTA連絡協議会	会長	川原 涼二	学識経験者

まんのう町総合計画後期基本計画策定委員会委員名簿

	役 職	氏 名	所 属 等
1	委員長	栗田 昭彦	副町長
2	副委員長	三原 一夫	教育長
3	委員	青野 進	議会事務局長
4	委員	齋部 正典	総務課長
5	委員	田岡 一道	税務課長
6	委員	森末 史博	住民生活課長
7	委員	竹林 昌秀	福祉保険課長
8	委員	高嶋 一博	健康増進課長
9	委員	久留嶋一之	産業経済課長
10	委員	高尾昭弘	建設土地改良課長
11	委員	高橋守	地籍調査課長
12	委員	雨霧弘	琴南支所長
13	委員	和泉博美	仲南支所長
14	委員	仁木正樹	会計室長
15	委員	長田徹	学校教育課長
16	委員	尾崎裕昭	社会教育課長
17	委員	岡澤勉	水道課長

まんのう町まちづくり委員名簿

	氏名	所属	班	備考
1	佐野 早苗	まんのう町子ども会育成連絡協議会	1-1	環境・人づくり
2	大西 雅春	讃岐まんのう太鼓保存会	1-1	環境・人づくり
3	大西 秀司	まんのう町体育協会	1-1	環境・人づくり
4	増田 隆	公募	1-1	環境・人づくり
5	石田 佑哉	まんのう町青年会	1-2	環境・人づくり
6	森本 直樹	まんのう町文化財保護協会	1-2	環境・人づくり
7	小亀 重喜	まんのう町環境美化推進協議会	1-2	環境・人づくり
8	山内 茂	まんのう町民生委員児童委員協議会	2-1	安心安全
9	和泉 ナヲエ	まんのう町母子愛育連絡協議会	2-1	安心安全
10	丸井 崇史	まんのう町商工会青年部	2-1	安心安全
11	眞鍋 三津子	まんのう町生活改善グループ連絡協議会	2-1	安心安全
12	篠原 宝子	まんのう町社会福祉協議会	2-2	安心安全
13	地藤 照子	まんのう町交通安全母の会連合会	2-2	安心安全
14	谷川 憲市	まんのう町消防団	2-2	安心安全
15	山本 幸作	JA香川県 協栄青壮年部	3-1	創造・改革
16	高嶋 弘	まんのう池コイネット	3-1	創造・改革
17	小野 隆	まんのう町農業経営者協議会	3-1	創造・改革
18	出口 俊和	満濃池土地改良区	3-2	創造・改革
19	小山 悦寛	仲南町森林組合	3-2	創造・改革
20	大西 千秋	まんのう町商工会	3-2	創造・改革
21	西井 英勝	JA香川県 協栄支店	3-2	創造・改革
22	稲毛 絵美	会計室	1-1	環境・人づくり
23	高野 亜早美	琴南支所	2-1	安心安全
24	山内 勉	建設土地改良課	3-1	創造・改革
25	山本 雅昭	水道課	2-2	安心安全
26	白川 忠幸	税務課	3-1	創造・改革
27	横関 智之	仲南支所	1-1	環境・人づくり
28	北山 真彦	学校教育課	1-2	環境・人づくり
29	藤岡 弘美	産業経済課	3-1	創造・改革
30	高橋 和也	総務課	2-2	安心安全
31	三井 克文	住民生活課	1-2	環境・人づくり
32	浦山 知靖	福祉保険課	2-2	安心安全
33	渡辺 良介	福祉保険課	3-2	創造・改革
34	栗田 雅人	社会教育課	1-2	環境・人づくり
35	大森 千夏	健康増進課	2-1	安心安全
36	小野 功雄	健康増進課	3-2	創造・改革

まんのう町総合計画後期基本計画

元気まんまん まんのう町

～改革と協働、輝きのまち～

平成25年3月

発行 香川県まんのう町

〒766-0022 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430

TEL：0877-73-0106

FAX：0877-73-0112

<http://www.town.manno.lg.jp/>

編集 まんのう町企画政策課